

*原題は「寛延三 午日記 御博木方」。

宝暦七年 御博木方御用留

*原題は「宝暦七年 御用留 御博木方」。後半に宝暦七年「丑年元伐材木・板子・博木諸御入用大積書付」を付す。

安永六年 御用留

*原題は「安永六年正月 御用留 御^(博木方カ)□□□」。

文政十亥年 日記 御用場

文政十亥年
御取箇筋其外 御改革御達書

高山支厅山林達留

高山支厅山林達留
天保十四卯年七月

免状願留

第一冊 免状願留 安政二年卯
御用場↓

第二冊 免状願留 安政五年午
御用場↓

第三冊 免状願留 安政六年未
御用場↓

第四冊 免状願留 慶応二寅年
御用場↓

山林下戻申請書

第一冊 山林下戻申請書(一) 飛驒国大野郡清見村
明治三十三年

第二冊 山林下戻申請書(二) 飛驒国大野郡清見村
明治三十三年

第三冊 山林下戻申請書(三) 飛驒国大野郡清見村
明治三十三年

第四冊 山林下戻申請書(四) 附立証書類 飛驒国大野郡清見村
明治三十三年

第五冊 山林下戻申請書(五) 飛驒国大野郡清見村
明治三十三年

飛州三郡廻村出役書上
(弘化～安政頃)

御用場↓

縦綴

一

八〇

*高山代官所の郷村取締出役による山方廻村の報告書。原題は「飛州三郡廻村出役書上綴込」。表紙には「天保十三年」とあるが、弘化～安政期の文書が中心であると思われる。

① 三郡村々廻村仕候趣申上候書付(当秋作方等二付)
未九月 長瀬保兵衛 他五名→

② 此度三郡村々山内郷村締方出役被仰付廻村仕候趣左ニ申上候(麦作之儀等二付)
申五月 沢田良右衛門 他五名→

番号表題

年月日

差出(作成)→宛所

形態・数量

- ③ 三郡村々廻村仕候趣申上候書付(田畠諸作等二付) 申十月 大池織右衛門 他五名 ↓
- ④ 植木取調書(当申年迄六ヶ年之間苗木植付候分三付) 申十月 大池織右衛門 他五名 ↓
- ⑤ 三郡村々郷村見分仕候趣左二申上候(当麦作之儀等二付) 未四月 山崎十郎右衛門 他五名 ↓
- ⑥ 三郡村々山内郷村見分仕候趣左二申上候(当秋麦作之儀等二付) 未十月 山崎十郎右衛門 他五名 ↓
- ⑦ 三郡村々山内郷村見分仕候趣左二申上候(当麦作之儀等二付) 申五月 富田小藤太 他五名 ↓
- ⑧ 三郡村々山内郷村見分仕候趣左二申上候(当秋作之儀等二付) 申十月 指田織之助 他五名 ↓
- ⑨ (大野郡渚村作場通ひ引渡橋掛替之儀外二件察當申置旨届書 三通写) (嘉永二年カ)酉閏四月
- ⑩ 三郡村々廻村仕候趣左二申上候(当田方苗立之儀等二付) (嘉永二年カ)酉閏四月 山崎十郎右衛門 他五名 ↓
- ⑪ 三郡村々郷村見分仕候趣左二申上候(当秋作之儀等二付) 西十月 山崎十郎右衛門 他五名 ↓
- ⑫ 三郡村々廻村仕候趣左二申上候(田方苗立之儀等二付) 戊五月 指田織之助 他五名 ↓
- ⑬ 三郡村々山内郷村見分仕候趣左二申上候(当秋作之儀等二付) 戊十月 指田織之助 他五名 ↓
- ⑭ 三郡村々廻村仕候趣左二申上候(当田方苗立之儀等二付) 亥五月 富田小藤太 他五名 ↓
- ⑮ 三郡村々廻村仕候趣左二申上候(当田方出来方等二付) 亥十二月 指田織之助 他五名 ↓
- ⑯ (苗木植付・養ひ方之儀入念可取計旨達書) (年未詳)
- ⑰ 此度三郡村々山内郷村取締出役被仰付廻村仕候趣左二申上候(当作方之儀等二付) 巳九月 長瀬保兵衛 他五名 ↓
- ⑱ (三郡村々山内郷村取締被仰付廻村之趣申上候書付) 午四月 青山伴平 他五名 ↓
- ⑲ 三郡村々廻村仕候趣申上候書付(当作方之儀等二付) 午五月 田近弥左衛門 他五名 ↓
- ⑳ 三郡村々廻村仕候趣左二申上候(田方苗立之儀等二付) 子五月 指田織之助 他五名 ↓
- ㉑ 益田筋銅鉛山之儀申上候書付(尾崎村銅山外六ヶ所見分二付) (安政三年)辰五月 沢田孫之丞 他一名 ↓ ※「安政三年」といふ朱筆あり。
- ㉒ 大野筋銅鉛山之儀申上候書付(寺河戸村枝郷三谷銅山見分二付) (安政三年)辰五月 飯村弥惣太 他一名 ↓
- ㉓ 三郡村々山内郷村見分仕候趣左二申上候(当麦作之儀等二付) 午五月 山崎十郎右衛門 他五名 ↓
- ㉔ 山内取締之儀二付申上候書付(木立宜敷場所等取調二付) 寅十月 田近弥左衛門 他五名 ↓
- ㉕ 三郡村々廻村仕候趣申上候書付(麦作之儀等二付) 卯四月 田近弥左衛門 他五名 ↓

26 三郡村々廻村仕候趣申上候書付(諸作之儀等二付) 卯九月 青山伴平他五名 ↓

27 此度三郡村々取締被仰付廻村仕候所左二申上候(諸作之儀等二付) 辰九月 長瀬保兵衛他五名 ↓

28 (當曰年迄壹ヶ年之間春苗木植付候分書上) 巳四月

29 植木之儀二付申上候書付(山内取調并御植木之儀評議仕候趣ニ付)

寅六月 六人 ↓

30 此度三郡村々山内鄉村締方出役被仰付廻村仕候趣左二申上候(田畠諸作等二付)酉年 沢田良右衛門他五名 ↓

31 困窮村方(大野郡上小鳥村外九ヶ村書上) (酉年) ※⑩の別紙に相当するもの。

32 此度三郡村々山内鄉村締方出役被仰付廻村仕候趣左二申上候(麦作之儀等二付) 戌四月 長瀬保兵衛他五名 ↓

33 困窮村方取調(大野郡上小鳥村外六ヶ村書上) 戌四月 長瀬保兵衛他五名 ↓

34 三郡村々廻村仕候趣申上候書付(立毛之儀等二付) 戌十月 沢田良右衛門他五名 ↓

35 植木取調書 (戌亥年) 沢田良右衛門他五名 ↓

36 三郡村々山内鄉村見分仕候趣申上候書付扣(当秋作方之儀等二付) 午十月 指田織之助他五名 ↓

飛州三郡廻村出役書上綴込

(子亥年)

御用場 ↓

綴綴

一

八

① 大野筋山内郷村為取締廻村仕候趣申上候書付(田畠作方等二付) 子十一月 沢田孫之丞他一名 ↓

② 吉城筋山内郷村為取締廻村仕候儀二付申上候書付(当秋作方等二付) 子十一月 庄村翁助他一名 ↓

③ 益田筋山内郷村為御取締出役被仰付廻村仕候趣左二申上候(当秋諸作取揚等二付) 子十一月 沢田秋平他一名 ↓

④ 大野筋山内郷村為取締廻村仕候儀二付申上候書付(田畠作物之儀等二付) 丑四月 庄村翁助他一名 ↓

⑤ 益田筋山内郷村為御取締出役被仰付廻村仕候趣申上候書付(麦作之儀等二付) 丑四月 吉住礼助他一名 ↓

⑥ 吉城郡山内郷村為取締廻村仕候儀二付申上候書付(田方苗立等二付) 丑四月 奥田大藏他一名 ↓

⑦ 益田郡山内郷村為取締廻村仕候趣申上候書付(麦作之儀等二付) 寅五月 奥田大藏他一名 ↓

⑧ 大野郡松之木村医師元通居宅普請之儀二付申上候書付(建替家作木見分二付) 寅五月 吉住礼助他一名 ↓

⑨ 大野郡山内郷村為取締廻村仕候儀二付申上候書付(苗生之方等二付) 寅五月 吉住礼助他一名 ↓

一大野筋廻村出役書上

(子亥年)

御用場 ↓

綴綴

一

① 大野筋山内郷村為取締廻村仕候趣申上候書付(当年作柄之儀等二付) 卯十月 青山伴平他一名 ↓

② 大野筋山内郷村為取締廻村仕候趣申上候書付(作方之儀等二付) 亥十月 庄村翁助他一名 ↓

③ 益田筋山内郷村為御取締出役被仰付廻村仕候趣左二申上候(早霜ニ而作付相痛候儀等二付) 亥十月 富田小藤太他一名 ↓

番号表題

差出(作成)→宛所

形態・数量

年月日

- ④ 大野筋山内郷村為取締廻村仕候趣申上候書付(当春麦作之儀等二付) 玄四月廿四日 青山伴平他一名↓
- ⑤ 大野筋山内郷村為取締出役被仰付廻村仕候趣申上候書付(村々植木場手入方等二付) 戊五月 吉住礼助他一名↓
- ⑥ 大野筋廻村仕候趣左二申上候(当作方之儀等二付) 戌十月 沢田孫之丞他一名↓
- ⑦ 立枯木并病木預方請印帳 大野筋 酉九月
- ⑧ 大野筋山内郷村為取締出役被仰付廻村仕候趣左二申上候(当年作方等二付) 西十月 飯村弥惣太他一名↓
- ⑨ 大野郡筋山内郷村為取締廻村仕候儀申上候書付(稻・稗苗立等二付) 卯五月 上村内藏太他一名↓
- ⑩ 大野筋山内郷村為取締廻村仕候趣申上候書付(稻・稗苗立等二付) 子四月 吉住礼助他一名↓
- ⑪ 大野郡六厩村字滝洞山内不正木・末木・打出木を以白木稼取立方凡積書 西六月 田代正之助他一名↓
- ⑫ 大野郡廻村先ニ而取調候趣申上候書付(根返り木・立枯木等二付) 未十一月 吉住礼助他一名↓
- ⑬ 覓(大野郡下保村外六ヶ村預り木・被下木書上) 申五月 飯村弥惣太他一名↓
- ⑭ 大野筋廻村先ニ而取計候趣申上候書付(立枯・根返り木村方預り申付候儀等二付) 申四月 沢田孫之丞他一名↓
- ⑮ 大野筋廻村先ニ而取計候趣申上候書付(御植木流失之分苗木植償申渡候儀等二付) 中十月 沢田秋平他一名↓
- ⑯ 大野筋廻村先ニ而取計候趣左二申上候(麦作之儀等二付) 酉五月 青山伴平他一名↓
- 二 大野筋山内郷村為取締廻村仕候義ニ付申上候書付(作柄之 義等二付) 沢田秋平他一名↓
- *二二にはさみ込まれていたもの。
- 三 吉城筋廻村出役書上 (子亥年)
- ① 吉城郡廻村先ニ而取計候趣申上候書付(陰木ニ相成小苗生育方ニ差障候松木切払之儀等二付) 申十月 吉住礼助他一名↓
- ② (名張村五郎左衛門老人持之御留山統之場所御留山ニ被仰付可然哉ニ付書付) 申十月 吉住礼助他一名↓
- ③ 御植木手当檜・黒部種渡方請印帳 万延元申年九月 古川町方村外八ヶ村惣代 古川町方村 名主 周右衛門他一名↓ 吉住礼助殿他一名
- ④ 金銅鉛山取締方申渡候請証文 吉城筋 万延元申年九月 吉城郡吉城郷森部村金山職人榮三郎他三名代兼稼人 古川町方村 彦兵衛他五十七名↓ 吉住礼助殿他一名
- ⑤ 吉城郡久婦須・万波山内雜木立枯・根返取立仕様帳 八ヶ村守 万延元申年九月 吉城郡小豆沢村百姓代 吉兵衛他二十三名↓ 吉住礼助殿他一名
- ⑥ 吉城筋村々廻村仕候趣左二申上候(田方苗立之儀等二付) 酉五月 富田小藤太他一名↓

- ⑦ 吉城筋村々廻村仕候趣左二申上候(田畠諸作等二付) 西十月 沢田孫之丞他二名↓
- ⑧ 吉城筋山内郷村為取締廻村仕候儀二付申上候書付(麦作等二付) 亥四月 吉住礼助他二名↓
- ⑨ 吉城筋山内郷村為取締廻村仕候儀二付申上候書付(田畠熟作之儀等二付)
- ⑩ 吉城筋為御取締廻村仕候儀二付申上候書付(損木・立枯木村預ケ申付置候儀等二付) 戊十月 青山伴平他二名↓
- ⑪ 吉城筋山内郷村為取締廻村仕候儀二付申上候書付(麦作等二付) 子五月 沢田孫之丞他二名↓
- ⑫ 吉城筋山内郷村為取締廻村仕候義二付申上候書付(当秋作方之儀等二付) 亥十月 奥田大蔵他二名↓
- ⑬ 去卯年被仰付候新植木之義二付申上候書付(吉城筋村々廻村之節見分二付) 辰五月 富田小藤太他二名↓
- ⑭ 吉城筋銅鉛山之儀二付申上候書付(和佐保村銅山外七ヶ所取調三付) 辰五月 富田小藤太他二名↓
- ⑮ 吉城筋廻村先ニ而取計候趣申上候書付(郷藏田圃詰戻之分請取之儀等二付) 未十一月 庄村翁助他二名↓
- ⑯ 吉城郡廻村出役先ニ而取計并銅鉛山見廻候趣申上候書付(根返木見分之儀等二付) 中五月 飯村弥惣太他二名↓

益田筋廻村出役書上

- ① 益田筋山内郷村見分仕候趣申上候書付扣(麦作等二付) 卯五月 沢田孫之丞他二名↓
- ② 益田筋山内郷村為御取締出役被仰付廻村仕候趣左二申上候(麦作等二付) 戌五月 飯沼弥惣太他二名↓
- ③ 益田筋山内郷村為御取締出役被仰付廻村仕候趣左二申上候(麦作等二付) 亥四月 沢田秋平他二名↓
- ④ 益田筋山内郷村為御取締廻村仕候儀二付申上候書付(麦作等二付) 子五月 奥田大蔵他二名↓
- ⑤ 当秋廻村出役江演説之覧(村々江見分請可申箇所申渡置候三付) 子五月 奥田大蔵他二名↓
- ⑥ 西秋益田筋廻村仕候趣申上候書付(田畠諸作等二付) 西十月 吉住礼助他二名↓
- ⑦ 益田郡山内郷村為御取締出役被仰付廻村仕候趣左二申上候 戌十月 富田小藤太他二名↓
- ⑧ 益田筋廻村先ニ而取計候趣申上候書付(麦作之儀等二付) 卯五月 沢田孫之丞他二名↓
- ⑨ 益田筋山内郷村為御取締廻村仕候趣申上候書付(秋作之儀等二付) 丑十月 青山伴平他二名↓
- ⑩ 益田筋廻村仕候趣左二申上候書付(麦作之儀等二付) 沢田孫之丞他二名↓
- ⑪ 御植木之儀二付申上候書付(采春方檜・黒部苗木出精植付方可申諭二付) 申九月 御用場→御役所
- ⑫ 益田筋廻村先ニ而取計候趣申上候書付(通路新道板橋築絵図面差出方等二付) 未十一月七日 指田織之助他二名↓
- ⑬ 益田筋廻村先ニ而取計候趣申上候書付(出火之節悪木相成候杉・松取計方等二付) 田近孫藏他二名↓
- ⑭ 益田筋廻村先ニ而取計候趣申上候書付(石打倒木方預ケ申付候儀等二付) 申十月 庄村翁助他二名↓

飛騨国山林史料目録

番号表題

五〇

年月日

差出(作成)→宛所

形態・数量

飛州御林山改帳扣

元禄十五午五月

*原題は「飛州御林檜・楓・櫟・檜葉・榎・梅・姫松山改帳」。

飛州御林山々改帳写

元禄十五午年六月

八

飛州御林山帳

河野源次兵衛↓

縦

八

*中表紙に「亀田様御好ニ付御引渡帳面写道法付いたし丑十一月七日ニ上ル」と記されている。増田太兵衛子代・成島又右衛門他一名より亀田三郎兵衛手

代・田部井専助他三名に宛てた享保六年丑八月付の奥書あり。

森山又左衛門手代・河野源次兵衛他四名↓

縦

八

飛州御林山帳

都筑藤十郎様御手代・甲賀清四郎殿他一名

縦

八

飛州御林山帳

享保六年正月

縦

八

飛州御林山帳

享保九年辰三月

縦

八

吉城郡高原郷御林山帳(百姓焼畑致置候分書上帳)

享保十二年未五月

縦

八

*中表紙には「八冊之内」とあり、本来は八冊からなっていたと考えられるが、三冊のみが現存している。第一冊の末尾には、紙質の異なる用紙によって、村数・焼畑の「寄」が記されたのち、代官長谷川庄五郎より御勘定所へ宛てた享保十六年六月付の差出文言、同年七月付の地役人連印の奥書が記されている。

第一冊一(北方吉城郡大笠村日向平ほか)

縦

八

第二冊二(北方吉城郡在家村前ひら山ほか)

縦

八

第三冊三(北方吉城郡平湯村平湯山ほか)

縦

八

植木場所改帳

縦

八

*中表紙には「植木場所改帳 吉城手合」と記されている。

縦

八

植木場所改帳

縦

八

*表紙には「文化三年」とあるが、安政六年に作成された文書も合綴されている。

縦

八

① 江戸御廻米 北方山内 震災 姫子角御伐出諸御入用詞書上帳 安政六末年十月

縦

八

② 植木場所改帳 大野手合 文化三寅年九月

縦

八

飛騨三郡村々植木留 山廻方

縦

八

(延享三～明治三十三年)

縦

八

*明治三十三年の国有林下戻し申請の際に、証拠書類として転写されたものと考えられる。第一冊は、下戻し関係の諸書類から「植木留」の箇所のみを抜き出して合綴したものか。

第一冊 飛驒三郡村々植木留(一)

- ① 幸田様御支配 飛州大野郡・吉城郡・益田郡村々植木留 山廻方 延享三年 ※「申請書第壹号附屬 第貳号証の乙」という朱筆あり。
② 幸田様御支配 飛州大野郡・吉城郡・益田郡村々植木留 山廻方 延享三年寅二月 ※①と同内容。「第壹号証」という朱筆あり。
③ 御山内取調ヶ所附帳 抜書 天保十五辰年四月 大野郡尾上郷村兼常山見 中畠村 助右衛門 他四名 → 高山御役所 箇所附帳」という朱筆あり。
④ 大野郡尾上郷村山絵図 (天保十五年) ※「第參号証 天保度山林取調絵図」という朱筆あり。

- ⑤ 莊川村委会録抄本(国有林乃樹木下戻し申請之件) 明治三十三年六月廿四日 莊川村委会長・莊川村長 直井信平 他十四名 ↓ 同日付 の莊川村長直井信平による奥書あり。

第二冊 飛驒三郡村々植木留(二)

- ① 幸田様御支配 飛州大野郡・吉城郡・益田郡村々植木留 山廻方 延享三年 ※「第式号証乙」という朱筆あり。
② 幸田様御支配 飛州大野・益田・吉城村々植木留 山廻方 延享三年 ※「第一号証」という朱筆あり。
③ 飛州大野郡・吉城郡・益田郡村々植木留 山廻方 但抄本 延享三年 ※「第壹号証 但本証正本ハ現今県厅ニ保管セラリルモノナリ」という朱筆あり。
④ 幸田様御支配 飛州大野郡・吉城郡・益田郡村々植木留 山廻方 延享三年 ※「第二号証本」という朱筆あり。
⑤ 幸田様御支配 飛州大野・益田・吉城村々植木留 山廻方 延享三年 ※「第壹号証」という朱筆あり。
⑥ 亀田様・幸田様・布施様・田口様・芝様大野郡白川村六ヶ村六厩村・三尾村・寺河戸村・黒谷村・惣則村・一色村植木留帳 六ヶ村山見六厩村長 左衛門控 文政八乙酉八月 ※「第二号証ノ内抜書」という朱筆あり。
⑦ 大野郡一色村・惣則村・六厩村 村苗・栗苗木附上帳 一色村名主吉十郎 文化三寅正月 一色村百姓代 作十郎 他五名 → 高山御役所 「第二号証ノ乙抜書」という記載あり。
⑧ 御林山取調箇所附帳 大野郡惣則村・一色村 天保十五辰年五月 ※「第三号証ノ甲 抜書」という朱筆あり。

亀田様・幸田様御支配植木帳

寛政

- 第一冊 一〔幸田・亀田様御支配植木帳 高原〕 ※原題は「高原手合 亀田様・幸田様御支配之節村々植木帳 山廻方」。
第二冊 二〔幸田・亀田様御支配植木帳 阿多野〕 ※原題は「阿多野近在手合 亀田三郎兵衛様・幸田善太夫様御支配植木帳 山廻方」。
第三冊 三〔幸田・亀田様御支配植木帳 白川〕 ※原題は「白川手合 亀田三郎兵衛様・幸田善太夫様御支配植木帳 山廻方」。
第四冊 四〔幸田・亀田様御支配植木帳 益田〕 ※原題は「益田手合 亀田三郎兵衛様・幸田善太夫様御支配植木帳 山廻方」。

縦

四

番号表題

年月日

差出(作成)→宛所

形態・数量

大野郡村々苗木割合帳 山廻方

延享三年寅二月十二日 高山御役所→右村 名主・与頭

縦綴 一

新規植木場所取調帳

*表紙には「天保十三年」とあるが、文久元年の文書も合綴されている。背表紙には「新規植木場所取調書」とある。

① 新規植木場所取調帳 天保十三寅年 庄村岡右衛門 他一名↓

② 当寅春新規植木場所見分仕候儀ニ付申上候書付 (天保十三年)寅九月 庄村岡右衛門 他一名↓

③ 植木場所痛木伐払代木植付申渡請印帳 (文久元年)酉九月 板殿村百姓代 作右衛門 他三百八十九名↓沢田孫之丞殿 他一名

④ 風折立枯根返木預証文 吉城郡 (文久元年)酉九月 長倉村百姓代 助右衛門 他三十四名↓沢田孫之丞殿 他一名

⑤ 金銅鉛山締方請証文 (文久元年)酉九月 吉城郡平湯村鉛山差配人源九郎他八名代兼稼人 一之宿村 清右衛門 他五十三名↓沢田孫之丞殿 他一名

⑥ 植木取調書 (文久元年カ)酉十月 沢田良右衛門 他五名↓

⑦ 植木取調書 未九月 長瀬保兵衛 他五名↓

植木場所取調帳

丑四月

縦 一

新規苗木植増一件

*原題は「植木場所取調帳 吉城郡筋」。中表紙に「○寅春改印」という朱筆あり。背表紙には「植木場所取調書」と記されている。

(嘉永六→安政二年) 御用場 ↓

縦 一

*中表紙の年次記載は「安政二年乙卯正月々」とあるが、嘉永六年の文書も収録されている。

① 申渡(益田郡下原町村牛首口留番人和田弥右衛門儀飛驒国御林山見重役申付候ニ付) (嘉永六年)丑十一月 差引 内藤宗左衛門 他二名↓

② 申渡(大野郡萩原町村牛首口留番人和田弥右衛門儀飛驒国御林山見重役申付候ニ付) (嘉永六年)丑十一月 差引 内藤宗左衛門 他二名↓

③ 乍恐以書付奉願上候(飛州村々新規苗木植付仕法之儀ニ付) 安政二年卯年正月 山見重役 下原町村加藤文助代梓 加藤弥右衛門 他六名↓高山御役所

④ 飛驒国村々新規苗木植付仕法之儀ニ付申上候書付 (安政二年)卯二月 福王三郎兵衛→御勘定所

⑤ 飛州村々新規苗木植付高割帳 安政二卯年

⑥ 飛州村々(マニ)新規苗木植付一村限帳 (安政二年)卯二月廿一日 高山御役所→右村々山見・名主・組頭・百姓代 を受け取った旨の問屋喜介による奥書あり。

⑦ 申渡(吉城郡船津町村山見重役北沢七左衛門儀出精相勤候ニ付陣内出入申付ニ付) 寅十二月

新規植木場所取調帳

(天保十三→文久元年)

縦綴 一

丸

丸

六

植苗木吟味証文

*中表紙に「七ノ一」という朱筆あり。

⑧ 申渡(益田郡宮地村百姓久六外一名儀飛驒国御林山見重役申付候ニ付) 辰一月五日 差引 内藤宗左衛門 他一名 ↓
 ⑨ 飛州御林山見重役入并退役御届書 辰七月 福王三郎兵衛 ↓ 御勘定所

延享四年卯十月

丸

新規植木請印帳

*原題は「山方村々 新規植木請印帳 大野郡」。

一〇

新規御植木植付請印帳

*原題は「新規御植木未春植付請印帳 益田郡」。

一一

新規御植林一村限取調帳

*第二冊は御林の取調箇所附帳で、他の史料とは性格が異なる。

第一冊 一〔新規御植林一村限取調帳 益田郡〕

*中表紙に表題は記されていない。

第二冊 二〔新規御植林一村限取調帳 益田郡〕

*原題は「御山内取調箇所附帳 吉城郡打江村」(天保十五辰年六月)

第三冊 三〔新規御植林一村限取調帳 益田郡〕

*原題は「山方新規御植木一村限取調帳 益田筋」(嘉永元(安政三年))

第四冊 四〔新規御植林一村限取調帳 益田郡〕

*原題は「新規御植木一村限取調帳 益田郡」(午九月)

第五冊 五〔新規御植林一村限取調帳 益田郡〕

*原題は「新規御植木一村限取調帳 益田郡」(天保十四卯四月)

第六冊 六〔新規御植林一村限取調帳 益田郡〕

*原題は「植木場所植足請書 益田郡」(文政十三辰三月)

第七冊 七〔新規御植林一村限取調帳 益田郡〕

*原題は「飛州村々植木并山内取調請書 益田郡筋」(文政十三寅年八月)

第八冊 八〔新規御植林一村限取調帳 益田郡〕

*原題は「天保二卯年六月々植木取調帳 益田筋」

第九冊 九〔新規御植林一村限取調帳 益田郡〕

*原題は「植木取調帳 益田筋」(天保二卯年)

第十冊 十〔新規御植林一村限取調帳 益田郡〕

*原題は「植木員数調帳」(天保十一子年九月)

第十一冊 十一〔新規御植林一村限取調帳 益田郡〕

*原題は「植木植増請印帳 益田筋」(弘化二巳年三月)

第十二冊 十二〔新規御植林一村限取調帳 益田郡〕

*原題は「新規植木場所取調帳 益田筋」(天保十三寅年)

第十三冊 十三〔新規御植林一村限取調帳 益田郡〕

*原題は「植木取調帳 吉城筋」(天保二卯年)とあり、表紙・背表紙の「益田郡」の記述は誤記であると思われる。

番号表題

差出(作成)→宛所

形態・数量

[01]

御林箇所附郷寄帳

縦 一

① 益田郡御林箇所附郷寄帳 国寄共 (明治二年)

※中表紙に「三冊之内」という記載あり。

② 吉城郡御林箇所附郷寄帳 (明治二年) ※中表紙に「三冊之内」という記載あり。

③ 吉城郡御林箇所附取調帳 明治二〇五年改 ※中表紙に「三冊之内」という記載あり。

[03]

木品仕出一件書類

*明治以降に転写されたものと思われる。

① 就御詮議申上候(木呂稼之節壳渡不申場所伐込候出入ニ付) 文化十四年十一月廿九日

示野新村 茂助 → 中田村 源五郎殿

② (雜木薪木呂賣請ニ付規定証文) (文化五年)巳四月 越中示野新村 平兵衛他五名 → 伊佐地彦兵衛殿他六名 り越中示野新村平兵衛他五名へ宛てた文化五年巳四月付の奥書あり。 ※伊佐地彦兵衛他六名よ

(文化五~十四年)

縦 一

[04]

御年貢皆済目録 飛驒国黒石村

縦 縦綴 一

(明和八~安永九年)

① 寅御年貢皆済目録(飛驒国益田郡黒石村) 明和八年卯十二月 大彦四郎 → 右村 名主・組頭・惣百姓

② 亥御年貢皆済目録(飛驒国益田郡黒石村) 安永九年子四月 大龜五郎 → 右村 名主・組頭・惣百姓

飛驒国大野郡大八賀郷岩井村田畠屋鋪御検地水帳(上中) 元禄七甲戌年十月 戸田采女正様御内 物奉行 小原仁兵衛 他 縦 一
卷村庄助分

[05]

飛驒国山林旧記写并抄書編冊

縦綴 一

(明治)

岐阜県 →

縦綴 一

*原題は「旧高山郡代所初 飛驒国山林旧記写并抄書編冊」。表題に添えて「但考号ヨリ拾七号迄合拾七冊合冊」と記載されている。

① 旧高山郡代所記録之内 地方演説書乾抜書 (弘化二年)巳六月 豊田藤之進手代川島奥六 → 小野朝右衛門様御手代高藤勝平殿他一名

② 旧高山郡代所記録之内 木方・御貸附金・御林山・勤方・公事方演説書坤 (弘化二年)巳六月 豊田藤之進手代川島奥六 → 小野朝右衛門様御手代高藤勝平殿他一名

③ 旧高山郡代所記録之内 山方置御証文留 (明和九~文化八年)

④ 旧高山郡代所記録之内 飛州山内之儀ニ付申上候書付 (宝曆十一年)巳九月 山廻地役人 山田喜左衛門 他十名 →

⑤ 旧高山郡代所記録之内 正月御博木方御用留之内書拔(飛州御用木元伐等之儀御尋ニ付書付) (宝曆十四年)申正月 布施弥一郎手代 小林右八 →

⑥ 旧高山郡代所 明和二酉年正月御博木方御用留之内書拔(地役人勤方・元伐稼等之儀御尋ニ付書付) (明和二年)

⑦ 旧高山郡代所 明和四丁亥年御博木方御用留之内抜書(御休山可被仰付哉之御沙汰二付嘆願書) 明和四年亥八月 南北元伐村々惣代→高山
御役所

⑧ 旧高山郡代所 明和五子年御博木方御用留之内抜書(白木稼等之儀ニ付被仰渡并御博木方返答書) (明和五年)

⑨ 旧高山郡代所 天明三卯年御博木方御用留之内抜書(元伐稼願書) 天明三年卯十一月 和佐組十ヶ村百姓惣代 四郎右衛門 他五名→高山御
役所

⑩ 旧高山郡代所 文化十三子年諸白木改仕組帳抜書(諸白木他国出申付候儀ニ付) (文化十三年)

⑪ 旧高山郡代所 文化十二亥年諸白木植木地願留之内抜書(宮村・一色村白木稼願) (文化十二年)

⑫ 旧高山郡代所 嘉永五子年諸白木仕組帳抜書(赤谷村稼白木通手形請取ニ付一札) (嘉永五年)子十月六日 一色村 甚助→

⑬ 旧高山郡代所 安政六未年大野郡植木増植請印帳抜書(松本村分御植木當春中増植之分ニ付請印状) 安政六未四月

⑭ 旧高山郡代所 安政六未年大野郡植木増植請印帳抜書(山方苗木植付方之儀ニ付申渡并六厩村分植木書上) 安政六未年二月

⑮ 旧高山郡代所 文久三亥年三月吉城筋家木渡方請印帳抜書(法力村家作入用木被下候ニ付御請証文) 山見 新九郎 他四名→

⑯ 旧高山郡代所 慶応四辰年九月大野郡山内郷村取締請証文々連印帳写

慶応四辰年九月 大野郡牧ヶ洞村 五人頭 六助 他二十名→

⑰ 飛驒国高山向町押上忠三郎所藏旧記 飛驒国諸同書写 (元禄六→正徳四年)

飛州三郡御林山見之者証文

元禄十五午年

*原題は「飛州三郡御林山見之者証文 附山見稼高井人役除候分記之」。

(山林田畠買受等覚帳)

(宝曆四→安政五年)

*文化→文政頃の記述が中心となっている。

安政(五)午年

家木渡受印帳 吉城筋

演説書

明治九年九月三十日 高木惟矩→岐阜県権令 小崎利準殿

(享和元→文化十一年)

縦

横半綴

寺川戸口役場荷物積帳

*①の部分に錯綴と思われる箇所がある。

① 寺河戸口役荷物積帳 享和元酉年改 御番所→

② 小白川口御番所口役銀取立目当帳 村役人江被出分 (年末詳)

小白川口御口役銀積帳

(文化→文政頃)

番号表題

年月日

差出(作成)→宛所

形態・数量

*①の中表紙の年次記載は「文政七申年四月写之置」とあるが、裏表紙の部分には「文化十三子年九月 端荷積り写置候 石黒味次郎経之」と記されている。

① 小白川口御口役銀積帳 (文化・文政頃)

② 御口役銀取立目當帳 野之侯口 (年未詳)

三〇

飛州口留番所建坪書付

① 飛州口留番所三拾壹ヶ所建坪書付 (寛政元年) 西三月 大原龜五郎 → 御勘定所

② 飛州口留番所附武器目録 (寛政元年) 西三月 大原龜五郎 → 御勘定所

③ 下原口 口留番所絵図(下書) (寛政元年) 三月

縦綴

(寛政元年) 三月

一

三一

白木時々改高運上仕出

① 諸白木時々高運上仕出 文政十二年丑

(文政十二~十三年)

縦綴

一

三二

高原郷柏原村為助成小白木稼方仕様帳

*表紙の年次記載は「嘉永六年」とあるが、嘉永五年の文書も収められている。

① 吉城郡高原郷柏原村為助成小白木稼方仕様帳 嘉永六丑年三月 柏原村兼帶 巣山村名主 弥兵衛他二名 → 高山御役所

② 吉城郡今見村右衛門余業小白木稼方仕様帳 嘉永六丑年三月 稼人 今見村名主 右衛門他二名 → 高山御役所

③ 吉城郡宇津江村百姓稼木取立願仕様帳 嘉永五子年十一月 名主 久右衛門 → 高山御役所

縦綴

一

三三

川触留

(慶応元~明治六年)

(嘉永五~六年)

縦

一

三四

檜・黒部・杉・姫子板木挽割板代永書上帳

安政二卯年十二月

縦

一

三五

尾州御元伐御材木・御博木尾州白鳥湊着木改帳

安政二年卯四月

縦

一

一毛

伐木免許留

*原題は「尾州去寅御元伐御材木・御博木尾州白鳥湊着木改帳」。背表紙には「尾州御元伐御材木・御博木尾州白鳥湊貯木改帳」と記されている。

*表紙の年次記載は「文政二年」とあるが、慶応四辰正月十八日付の文書が収められていることなどから、慶応三明治二年に作成されたものと推測する
のが妥当だと思われる。

飛騨国材木元伐書留

(寛保三～天保十三年)

縦綴 一

- ① 御定式御請負証文写(南方山内元伐諸木運送方ニ付) 天保十亥年九月 飛州御材木運送方御用達 尾州白鳥湊 中村屋七兵衛他一名 → 大井
帶刀様御役所 ※安政七年に施されたと思われる貼紙が多数みられる。

- ② 飛州北方亥年元伐御材木請取帳 寛保三年亥九月 御運送御請負 江市屋藤藏 → 長谷川庄五郎様御役所

- ③ 亥元伐御材木物寄帳下 (年未詳) ※中表紙に「般御同高ニ相当候分」と記されている。

- ④ 飛州南方山内材木・博木来丑年元伐稼荷書 高山扣 天保十一子年四月 豊田藤之進 → 御勘定所 ※末尾に子四月付の勘定所による申渡
状の写を収める。

- ⑤ 飛州南方山内材木・博木来寅年元伐稼荷書 高山扣 天保十二丑年正月

- ⑥ 飛州南方山内材木・博木来寅年元伐稼荷書(再吟味ニ付) 天保十二丑年二月 豊田藤之進 → 御勘定所 ※末尾に丑三月付の勘定所によ
る申渡状の写を収める。

- ⑦ 飛州南方山内材木・博木来卯年元伐稼荷書 天保十三寅年二月 豊田藤之進 → 御勘定所 ※末尾に寅五月付の勘定所による申渡状の写
を収める。

嘉永七寅年

縦 一

一四〇

禁裏御所御造宮ニ付 飛州材木伐出一件

*本文六八丁より一一〇丁にかけて、演説書の一部と思われる史料(岐阜県の割印を探した訂正の貼紙が多数みられる)が誤綴されているので注意を要する。
背表紙には「飛州材木伐出一件」とある。

元伐御材木・御博木村々割合帳

縦 一

一四一

- 第一 冊 一〔元伐御材木御博木村々割合帳〕 ※原題は「子年元伐御材木・御博木村々割合帳」(文化二丑年三月)

- 第二 冊 二〔元伐御材木御博木村々割合帳〕

- ① 卯年元伐御材木・御博木村々割合帳 文政元寅年十月

- ② 飛州南方山内材木・博木来卯年元伐稼荷書 文化十五寅年二月 芝与市右衛門 → 御勘定所 ※末尾に寅三月付の勘定所による申渡状の写
を収める。

- 第三 冊 三〔元伐御材木御博木村々割合帳〕

- ① 辰年元伐御材木・御博木村々割合帳 文政二卯年十月 ※中表紙に「御下知済御証文写とも」と書かれた貼紙あり。

- ② 飛州南方山内材木・博木来辰年元伐稼荷書 文政二卯年二月 芝与市右衛門 → 御勘定所 ※末尾に卯三月付の勘定所による申渡状の写
を収める。

番号表題

年月日

差出(作成)→宛所

形態・数量

一

第四冊 四〔元伐御材木御博木村々割合帳〕

文政四巳年十月

① 午年元伐御材木・御博木村々割合帳

② 覚(飛州南方山内材木・博木来午年元伐稼同書) 文政四巳年三月 芝与市右衛門 → 御勘定所 ※末尾に巳八月付の勘定所による申渡状の写を收める。

一

元伐材木・博木村々割合帳

宝曆八年寅四月

*原題は「南方寅歳元伐御材木・御博木村々割合帳」。

一

飛州南方材木・博木元伐稼同書

文化二年

縦一

一

細博木并悪木代弁納金組限割合仕出

天明六年

縦綴一

*背表紙には「細博木並悪木代弁納金組限割合仕出」と記されている。

- ① 戌・亥・子三ヶ年定式・臨時元伐博木之内 細博木并悪木代弁納金組限割合仕出 (天明六年)午五月 江戸御役所 → 山方 和佐組・有巣組
 ② 戌・亥・子三ヶ年元伐博木之内 細木・悪木村名仕訳書付 (天明六年)午四月 中村屋七兵衛代 忠八 → 大原亀五郎様御役所 ※午五月付の江戸御役所による奥書あり。
 ③ 戌・亥・子三ヶ年元伐博木之内弁納金中村七兵衛合力請証文 (天明六年)午五月 中村屋七兵衛代 忠八 他一名 → 大原亀五郎様御役所
 ④ 差上申御請証文之事(戌・亥・子三ヶ年元伐博木之内弁納金三付) (天明六年)午五月 飛州山方惣代 小坂口組 平右衛門 他一名 → 江戸御役所

一

飛州南方山内社木・博木元稼同書写

(天明元→文政三年)

縦綴一

*背表紙には「飛州南方山内社木博木元稼同書」と記されている。

- ① 飛州南方山内当丑年材木・博木元伐稼同書写 (天明)元丑年閏五月 大原亀五郎 → 御勘定所 ※末尾に丑六月付の勘定所による申渡状の写を收める。
 ② 飛州南方山内当寅臨時元伐稼同書写 天明二寅年七月 大原亀五郎 → 御勘定所 ※末尾に寅九月付の勘定所による申渡状の写を收める。
 ③ 飛州南方山内当寅年定式元伐稼同書 天明二寅年三月 大原亀五郎 → 御勘定所 ※末尾に寅五月付の勘定所による申渡状の写を收める。
 ④ 飛州南方山内当午年元伐稼同書御証文写 御博木方扣 (天明六午年二月) 大原亀五郎 → 御勘定所 ※中表紙の年次記載は「天明六午年七月」とあり、「午七月十七日表より渡」と記されている。末尾に午六月付の勘定所による申渡状の写を收める。

⑤ 飛州南方当亥年御材木・御博木元伐稼同書 御用場扣 寛政三亥六月 飯塚常之丞 → 御勘定所 ※中表紙に「掛渡し分亥八月御同之扣」と記され、「御下知済」という後筆がある。

⑥ 飛州南方山内当辰元伐稼同書写 天明四辰年三月 大原龜五郎 → 御勘定所 ※末尾に辰六月付の勘定所による申渡状の写を收める。

⑦ 飛州南方山内当卯年臨時元伐稼同書 天明三年卯八月 大原龜五郎 → 御勘定所 ※末尾に卯九月付の勘定所による申渡状の写を收める。

⑧ 飛州南方山内当午臨時元伐稼同書写 天明六年午年四月 大原龜五郎 → 御勘定所 ※末尾に午五月付の勘定所による申渡状の写を收める。

⑨ 飛州来巳年分元伐御材木・博木寸間書上帳 (文政三年カ)辰一月 芝与市右衛門 → 御勘定所

⑩ 飛州申元伐稼同書写 天明八申年正月 大原龜五郎 → 御勘定所 ※中表紙に「申五月廿三日江戸表より御下知申来ル」という記載あり。末尾に申四月付の勘定所による申渡状の写を收める。

⑪ 飛州南方山内当卯年御材木・博木元伐稼同書写 御構木方御用場 天明三卯年六月 大原龜五郎 → 御勘定所 ※中表紙に「七月廿三日到来」という記載あり。末尾に卯七月付の勘定所による申渡状の写を收める。

⑫ 飛州南方山内当辰臨時元伐博木同書 天明四年辰年五月 大原龜五郎 → 御勘定所 ※末尾に辰六月付の勘定所による申渡状の写を收める。飛州南方山内当辰元伐稼同書写 天明四年辰年五月 大原龜五郎 → 御勘定所 ※末尾に辰六月付の勘定所による申渡状の写を收める。

飛驒国吉城郡高原郷本郷村田畠屋鋪御檢地水帳

元禄七甲戌年六月

戸田采女正内 惣奉行 小原二兵衛 他十七 縱
名 ↓

*元禄十年より本覚寺境内を除地とした旨を記した同十二年四月付の伊奈半左衛門による奥書あり。

五一

(飛驒国大野郡山林関係古書類等写)

(明治)

*明治三十年代に転写されたものと推測される。大野郡の村々に関する山林関係文書の抜粋五冊と明治期の官民有区分に関する書類綴一冊からなる。

五六

縦綴

一

第一 冊 飛驒国大野郡久々野郷宮村屋敷檢地帳 附同村一宮造営山林書類

① 飛驒国大野郡久々野郷宮村屋敷檢地帳 (二冊之内) 元禄八乙亥年三月 戸田采女正内 惣奉行 小原二兵衛 他二十二名 ※元禄十年より道場往還寺境内および社人久右衛門・九兵衛所持地を除地とした旨を記した同十二年四月付の伊奈半左衛門による奥書がある。中表紙に「第一号証」という朱筆あり。

② (久々野郷宮村久右衛門・九兵衛除地被仰付候儀二付一札) 元禄十二年卯四月 伊奈半左 → 社人 久右衛門 他二名 ※中表紙に「第二号証」という朱筆あり。

③ 天保年間ノ絵図面抜萃 (久々野郷宮村) (天保十五年カ) ※中表紙に「第三号参考対照図」という朱筆あり。

④ 明治十九年宮村土地整理ノ際調製絵図面抜萃 (明治十九年) ※中表紙に「第三号参考対照図」という朱筆あり。

⑤ (大野郡宮村一ノ宮大明神再興願) 安永七年戌(マメ)月 宮村氏子百姓惣代 三郎右衛門 他七名 → 神主 梶原伊豆守殿 年寄屋貝権四郎 他八名による奥書がある。「第四号証」という朱筆あり。

飛驒国山林史料目録

五九

番号表題

六〇

年月日

差出(作成)→宛所

形態・数量

(6) (飛驒国一宮大宮司毛利茂儀繼目聞届二付達書)	明治己巳年二月十九日	神祇官 →	※「第五号証」という朱筆あり。
(7) (毛利茂儀飛驒国大野郡水無神社權祢宜補任狀)	明治五年壬申八月七日	筑摩県參事永山盛輝 →	※「第六号証」という朱筆あり。
(8) (久々野郷宮村久右衛門・九兵衛除地被仰付候儀二付一札)	元禄十二年卯四月	伊半左 → 社人久右衛門他一名	※(2)と同内容。
(9) 飛驒国大野郡久々野郷宮村屋鋪御検地水帳二冊之内	元禄八乙亥年三月	戸田采女正内 惣奉行小原二兵衛他二十一名	※(1)と同内容。
第二冊 大野郡六ヶ村植木數改帳写・大野郡 ^(白カ) 宮川郷植木員數内改帳			
① 大野郡六厩村・一色村・三尾河村・寺河戸村・黒谷村植木數改帳	文化十三年子四月	六ヶ村山見六厩村庄三郎 →	※「第式号証之内」「拔書」という朱筆あり。
② 大野郡六厩村・三尾河村・黒谷村・寺河戸村・惣則村・一色村杉苗木場栗林松植付場附上帳	寛政十一年未三月	六厩村庄三郎 →	
※「第式号証之内」「拔書」という朱筆あり。			
③ 大野郡白川郷岩瀬村・牧村・赤谷村・御母衣村・中野村・平瀬村・海上村・木谷村・尾上郷村植木員數内改帳	寛政式年戊十月	中野村名主源右衛門他二名 → 御役所	※「第式号証甲」「拔書」という朱筆あり。
④ 御植木御改場所員數附上帳	文化十三子年四月廿日	山見牧戸村久左衛門 →	※「第式号証ノ乙」「拔書」という朱筆あり。
⑤ 御山内取調箇所附帳 大野郡赤谷村	天保十五辰年四月	大野郡赤谷村兼帶山見町屋村長三郎他四名 → 高山御役所	※「大字ニ」「第三号」
三号」という朱筆あり。			
第三冊 御林山内箇所附帳・焼畑場所書上・金山相對証文 他借山証文			
① 御林山内取調箇所附帳 大野郡赤茂村	天保十五辰年五月	山見赤茂村助十郎他三名 → 高山御役所	※「第壹号証 但本証正本ハ現今 県庁ニ保管セラル、モノニ付添付不仕候」という朱筆あり。
② 金山相對并 ^(ママ) 縮方為取替証文之事(白川郷・小鳥郷金銀山間堀之義二付)	安永七年戌四月五日	白川郷森茂村五人頭斎蔵他四名 →	※「第式号証」という朱筆あり。
③ (焼畑場所書上帳)	享保十二年未	※「第三号証」という朱筆あり。	
④ 山相對借用申証文之事 天明五巳十二月	金子預主百姓中組頭平四郎他一名 → 森茂村治郎作殿	※「第四号証」という朱筆あり。	
⑤ 真恐奉願上候(森茂村百姓共為助成黒部葺板取立度二付)	白川郷森茂村名主中畠村四郎兵衛他三名 → 高山御役所	※「第参考証」とい う朱筆あり。	
⑥ 栃山相對証文之事 文政九丙戌年四月廿九日	尾上郷村七郎右衛門他九名 → 木地師源藏殿他三名	※「第壹号証」という朱筆あり。	
⑦ 御山内取調箇所附帳 大野郡尾上郷村	天保十五辰年四月	大野郡尾上郷村兼帶山見中畠村助右衛門他四名 → 高山御役所	※「第式 号証」「拔書」という朱筆あり。

⑧御林山取調ヶ所附帳 拠写 大野郡尾上郷村 天保十五年辰四月 大野郡尾上郷村兼帶山見 中畠村 助右衛門 他四名 → 高山御役所
※「第老号証 天保度箇所附帳」という朱筆あり。

⑨ 大野郡尾上郷村山絵図

(天保十五年) ※「第式号証 天保度山林取調絵図」という朱筆あり。

⑩ 荘川村委会議事録抄本(国有林及樹木下戻申請之件)

川村長 直井信平による奥書あり。

(白カ)

第四冊 白木稼・借山証文 その他写

大野郡宮川郷森茂村

① 一札(名主役引替り被仰付諸帳面請取二付) 享和二戌年十一月六日 白川郷森茂村 名主 重助 他二名 → 森茂村 次郎作殿 ※「第十号証」という朱筆あり。

② 相対議定証文之事(字地獄谷檜・黒部末木稼手附金受取二付) 天保十亥年七月廿九日 金子預り主 六厩村 庄三郎 他二名 → 近藤屋勘重郎 殿他一名 ※「第十一号証」という朱筆あり。

③ 連判相定申証文之事(地獄谷山之儀ニ而六厩村ト出入ニ相成候諸人用割方二付) 安政五丑年十二月日 大野郡白川郷森茂村 六兵衛 他九名 ↓ ※「十二二号証」という朱筆あり。

④ 大野郡六厩村御林山内箇所附帳 天保十五辰年五月 山見 六厩村 与助 他三名 → 高山御役所 ※「第十三号証」「抜書」という朱筆あり。

⑤ 山内稼方相対金子預り証文之事(当卯年御石代上納ニ差支候二付) 文化四年卯十一月 森茂村百姓代 茂十郎 他五名 → 打保屋久六殿 ※「第一号証」という朱筆あり。

⑥ 一札定証文之事(山内稼中森茂村・六厩村へ芝代金相渡可申候二付) 文化五年辰二月 山内相対主 飯島屋喜右衛門 他一名 → ※「第一号証」という朱筆あり。

⑦ 地獄谷山代金入用指引割合帳 文化五辰年四月十三日 庄兵衛 ↓ ※「第三号証」という朱筆あり。

⑧ 差上申出入済口証文之事(白川郷六厩村と同郷三尾河村外ニケ村白木稼一件二付) 文化十酉年十二月 六厩村百姓代 長左衛門 他十三名 → 高山御役所 ※「四号証」という朱筆あり。

⑨ (森茂村山内地獄谷山ニ而白木稼方仕度候ニ付周旋願) 文化四卯年二月日 寛政四年子七月 大野郡白川郷六厩村山見 六兵衛 他三名 → 森茂号証」という朱筆あり。

⑩ 日延断申証文之事(当村ガ森茂村境ヲ越し不埒相勧候段御訴之儀ニ付) 寛政四年子七月 大野郡白川郷六厩村山見 六兵衛 他三名 → 森茂村山見 治郎作殿 他一名 ※「第六号証」という朱筆あり。

⑪ 御田地質入仕牌預証文之事 文化四卯年十一月 稔預質入者 白川郷森茂村 六助 他四名 → 森茂村 次郎作殿 ※「七号証」という朱筆あり。

⑫ (六厩村之者山敷境を越忍入木品取立候処差押出入一件訴状・返答書・済方請書三通写) (寛政五年) ※「第八号証」という朱筆あり。

番号表題

年月日

差出(作成)→宛所

形態・数量

六一

第五冊 植木植増請印帳 飛騨国大野郡

① 植木植増請印帳 大野筋(抄本) (弘化四年)未三月 ※「第式号証甲」という朱筆あり。

② 植木植増請印帳 大野筋(抄本) (弘化四年)未三月 ※「申請書第壹号附属 第式号証ノ甲」という朱筆あり。

③ 植木植増請印帳 大野筋(抄本) (弘化四年)未三月 ※「第式号証」という朱筆あり。

④ 植木植増請印帳 但抄本 大野筋 (弘化四年)未三月 ※「乙証 但本証正本ハ現今県庁ニ保管セラル、モノナリ」という朱筆あり。

第六冊 飛騨国山林之儀ニ付演舌書 同伺書

① 演説書抜萃(飛騨国山林之儀ニ付) 明治九年九月三十日 高木惟矩 → 岐阜県権令 小崎利準殿 ※「第式号証」「副本」という朱筆あり。

② 従前公有地官民有区分之儀ニ付伺(飛騨国大野・益田・吉城郡山林ニ付) 明治九年十二月八日 岐阜県権令 小崎利準 → 内務卿 大久保利通殿 ※後段に民有地編入に至る通達三通を付す。「第三号証」という朱筆あり。

③ 従前公有地官民有区分之儀ニ付伺(飛騨国大野・益田・吉城郡山林ニ付) 明治九年十二月八日 岐阜県権令 小崎利準 → 内務卿 大久保利通殿 ※②には收められていない明治十年五月一日付の「飛騨国町村従前公有地官民有区分之儀再伺」を付す。「第三号証」という朱筆あり。

④ 受領証(国有林下戻申請ニ関スル御指令書拾通ニ付) 明治三十七年六月六日 岐阜県大野郡清見村長代理 助役 川桓桂之助 → 大阪大林区署御中 ※「第三八四号」という朱筆あり。

小坂郷口組分焼畑反別書上帳

一五三

一四五

益田筋村々風折雪折痛木取調預証文

*原題は「益田筋村々風折雪折根返痛木取調預証文」。中表紙には「安政二年」の後筆あり。

享保以後 山論出入済口証文

一五五

第一冊一(山論出入済口証文)

一五五

(正徳二年 寛政十一年)

(安政二年 卯四月)

一五五

延享五年辰一月 小坂郷小坂町村名主 半兵衛 他七名 → 縦 縦 一

一

縦綴

六

- ① 山論出入済口証文之事(折敷地村と森部村出入内済ニ付) 享保十九年寅三月 吉城郡折敷地村 助左衛門 他九十七名 → 高山一ノ町 高須屋作助殿 他二名
- ② 差上申済口証文之事(日面村焼畑割合持出入内済ニ付) 安永九年子四月 日面村願人 左衛門太郎 他二十七名 → 高山御役所
- ③ 差上申出入済口証文之事(高原郷小萱村兵右衛門後家さん・高山鉄炮町惣三郎跡式出入内済ニ付) 安永八年亥六月 訴訟方 小萱村兵右衛門後家さん 他二十二名 → 高山御役所 ※御訴訟人小萱村兵右衛門後家さん他十五名より野首村名主七左衛門へ宛てた奥書あり。
- ④ 差上申出入内済証文之事(小八賀郷芦谷村と日面村木地稼場所出入ニ付) 寛政七卯年四月 訴訟方 芦谷村百姓代 他二十二名 → 飯塚常之丞様御役所

⑤ 差上申済口証文之事(小鳥郷池本村百姓新四郎田直し地井水之儀出入内済二付) 享保八年卯五月五日 池本村願人新四郎他十二名↓高山御役所

⑥ 差上申証文之事(大野郡山田村・下林村と赤保木村入会山出入内済二付) 寛延四年未九月 飛州大野郡山田村名主善兵衛他二十二名↓柴村藤右衛門様高山御役所 ※末尾の部分に⑦が入り込む形で錯綴がある。

⑦ 差上申済口証文之事(高原郷打保村他五ヶ村と金木戸村白木稼差障出入内済二付) 安永四年未三月 打保村百姓代久助他十三名↓高山御役所

⑧ 差上申証文之事(天野郡山口村と塙屋村入会山出入内済二付) 明和元年申八月五日 飛州大野郡山口村百姓代与右衛門他十六名↓高山御役所

⑨ 奉差上出入内済証文之事(白川郷町屋村長右衛門と猿丸村百姓中大川堰獵出入二付) 天明元年丑十一月 訴訟方町屋村名主長右衛門他八名↓高山御役所

⑩ 差上申済口証文之事(小鳥郷池本村五郎助儀雜木囲ひ置場江入込伐荒候出入内済二付) 寛政十一年未二月 小鳥郷池本村百姓代弥兵衛他四名↓高山御役所

⑪ 差上申出入済口証文之事(大野郡五名村甚太郎と山之口村安石衛門他六名の出入二付) 寛政九年五月八日 訴訟方五名村甚太郎他九名↓高山御役所

⑫ 用水普請為取替証文之事(大野郡下切村・松本村御田地養水字矢島井普請出入内済二付) 寛政八年辰八月 大野郡下切村百姓代与惣他七名↓同郡松本村百姓衆中

⑬ 差上ケ申証文之事(小鳥郷大谷村と池本村山境出入裁許二付) 寛延二年巳三月廿五日 小鳥郷大谷村百姓与四郎他二十三名↓高山御役所

⑭ 差上申一札之事(大野郡池本村と江黒村・大谷村賣博奪取・山境出入裁許二付) 宝曆九年卯年二月六日 上倉彦左衛門御代官所飛州大野郡池本村名主長九郎他六名↓御奉行所

第一冊二二(山論出入済口証文)

① 差上申証文之事(大野郡上切村・中切村と下切村入会草場出入裁許二付) 寛延四年未八月 飛州大野郡上切村名主吉右衛門他三十二名↓柴村藤右衛門様高山御役所

② 差上申済口証文之事(高原郷数河本村之者菅場入込狩取出入内済二付) 宝曆六年子八月五日 吉城郡高原郷数河村訴出方又助他二十三名↓高山御役所 ※差出人の部分に訂正の貼紙がある。中預りの笠松御郡代青木次郎四郎手代山内織右衛門他一名による奥書あり。

③ 差上申御請証文之事(高原郷麻生野村と石神村妹茹採出入裁許二付) 宝曆九年卯八月十九日 麻生野村組頭忠右衛門他十六名↓上倉彦左衛門様高山御役所

④ 差上申証文之事(阿曾保村と吉野村山境出入裁許二付) 寛保二年亥九月 阿曾保村百姓忠兵衛他二十名↓高山御役所

⑤ 眇畑村・高野村山論御裁許書写 宝永四亥八月 夏目善太輔他二名↓ ※眇畑村百姓徳右衛門他十五名より高野村御百姓衆中へ宛てた

番号表題

年月日

差出(作成)→宛所

形態・数量

六四

宝永五年子一月付の奥書あり。

正徳六年

訴訟方

⑥ 差上申出入済口証文之事(吉城郡小島郷中沢上村五郎兵衛と巣納谷村「右衛門、貸金質物出入内済二付) 安永五年申四月 訴訟人 吉城郡小島

郷中沢上村 五郎兵衛 他七名 → 高山御役所

訴訟人 吉城郡小島

⑦ 差上申出入済口証文之事(吉城郡小島郷巣納谷村と小鷹利郷杉原村獵川出入内済二付) 寛政六寅年八月 巣納谷村百姓代 長藏 他六名 → 高山御役所

※ 杉原村名主忠石衛門他一名により巣納谷村御百姓衆中へ宛てた奥書あり。

⑧ 差上申一札之事(高原郷寺林村と梨ヶ根村山境出入裁許二付) 寛政三年亥七月 寺林村百姓代 円右衛門 他三名 → 飯塚常之丞様御役所

※ 梨ヶ根村百姓代与兵衛他一名による奥書あり。

⑨ 差上申済口証文之事(高原郷大笠村と山田村草場出入内済二付) 正徳六年申六月廿三日 高原郷大笠村百姓代 他十六名

訴訟方

⑩ 差上申出入済口証文之事(吉城郡茂住村と西漆山村山論内済二付) 寛政六寅年十二月 吉城郡茂住村百姓代 太右衛門 他六名 → 高山御役所

訴訟方

⑪ 差上申済口証文之事(吉城郡取田村と組合四ヶ村木地稼差障出入内済二付) 明和元年申八月 打保村百姓代 久助 他十二名 → 高山御役所

訴訟方

⑫ 差上申済口証文之事(吉城郡取田村と組合四ヶ村木地稼差障出入内済二付) 安永四年未三月 打保村百姓代 次郎作 他十九名 → 高山御役所

訴訟方

⑬ 差上申山論出入内済証文之事(高原郷双六村と見座村出入ニ付) 寛政六年寅十一月 訴訟方双六村百姓代 善助 他十二名 → 高山御役所

訴訟方

⑭ 差上申出入内済証文之事(高原郷蔵柱村と本郷村山内入込出入ニ付) 寛政二戌年十一月 蔵柱村金山百姓代 長助 他十一名 → 高山御役所

訴訟方

⑮ 書ちかへ証文之事(宇津江村と高野村山論内済ニ付) 正徳六申四月四日 打江村百姓中 他二十四名 → 高野村百姓衆中 他一名

訴訟方

⑯ 差上申出入済口証文之事(高原郷小萱村又藏と舟津町村七兵衛質流地請戻し出入内済ニ付) 天明三年卯四月 訴訟方 吉城郷(郡力)小萱村 又藏

訴訟方

⑰ 差上申出入済口証文之事(吉城郡高牧村・西忍村と三川原村山境出入内済ニ付) 宝曆十二年閏四月十八日 訴訟方 吉城郡高牧村百姓代 利右衛

訴訟方

⑯ 差上申出入済口証文之事(吉城郡小萱村彦助と同村弥兵衛聟安兵衛男子引請方出入内済ニ付) 寛政八辰年八月 訴訟方 小萱村 彦助 他十七
名 → 高山御役所

訴訟方

⑯ 差上申一札之事(高原郷梨ヶ根村と割石村山境出入裁許ニ付) 宽政七年卯一月十日 飛州吉城郡梨ヶ根村百姓代 与兵衛 他十三名 → 飯塚常之承様

訴訟方

① 奉差上出入済口証文之事(大野郡池本村長九郎と同村権八居屋敷地境出入内済ニ付) 安永三年午五月 訴訟方 大野郡池本村 長九郎 他十四

第三冊 三〔山論出入済口証文〕

名 → 高山御役所

② 差上申出入済口証文之事(白川郷牧戸村と野々俣村境場所山論出入内済二付) 寛政十一年未四月廿五日 牧戸村百姓 四郎左衛門 他十五名
↓ 高山御役所

③ 差上申済口証文之事(大野郡山梨村・久々野村之内西洞と無数河原村入会出入内済二付) 明和三年戌六月 訴訟方 山梨村百姓代 六左 他二十名
十名 → 高山御役所

④ 差上申済口証文之事(白川郷猿丸村と新淵村魚獅・山境出入内済二付) 安永三年午七月 白川郷猿丸村百姓 久右衛門 他三十七名 → 高山
御役所

⑤ 差上申出入内済証文之事(大野郡白川郷新淵村と猿丸村山論出入二付) 寛政六年寅年十二月 訴訟方 白川郷新淵村百姓代 惣兵衛 他十一名
↓ 高山御役所

⑥ 差上申済口証文之事(小鳥郷池本村五郎助儀雜木囲ひ置場江入込伐荒候出入再訴内済三付) 寛政十一年未十二月 願之惣代 小鳥郷池本村百姓代 平作 他七名 → 高山
御役所

⑦ 差上申一札之事(小八賀郷大萱村枝郷大乗坊と法力村山境出入裁許二付) 寛延二年巳四月廿七日 法力村百姓代 平助 他二十一名 → 高山
御役所

⑧ 差上申曖願証文之事(大野郡久々野村之内坂屋と久須母村地境出入二付) 安永二年巳三月 久々野村之内 訴訟方坂屋百姓代 橋三郎 他二十
名 → 高山御役所

⑨ 差上ケ申証文之事(小八賀郷簾鉢村他七ヶ村と久々野組・折敷地村元伐願場所出入裁許二付) 延享四年九月 折敷地村方百姓代 作治 他二
十六名 → 高山御役所

⑩ 差上申済口証文之事(大野郡石浦村・片野村と宮村入会山内入込出入内済二付) 宝暦十三年未四月十三日 石浦村百姓代 長三郎 他五十名
↓ 高山御役所

⑪ 差上申証文之事(吉城郡稻越村と保村山境出入裁許二付) 寛政四年未八月 飛州吉城郡稻越村名主 孫市 他十二名 → 柴村藤右衛門様 高山
御役所

第四 冊 四〔山論出入済口証文〕

① 差上申出入済口証文之事(大野郡法力村五郎右衛門他二名と吉城郡折敷村孫右衛門他三名炭荷取押出入内済二付) 寛政五年丑二月 訴訟方
大野郡法力村百姓 五郎助 他十七名 → 高山御役所

② 差上申証文之事(益田郡久須母村と大野郡久々野村山境出入裁許二付) 延享元年子十二月 益田郡阿多野郷久須母村百姓代 与三兵衛 他十
六名 → 高山御役所

③ 差上申済口証文之事(小島郷小無雁村と谷村村境出入内済二付) 享保十年巳三月 谷村百姓代五人頭 兵助 他十名 → 高山御役所 ※角
川村名主孫右衛門他五名より小無雁村名主・惣百姓衆中へ宛てた奥書がある。冒頭に「甲第四号証」と朱筆された掛紙あり。

④ 山論抵証文之事(小八賀郷白井村と小野村山論二付済口之覧) 正徳二巳六月 小八賀郷小野村百姓之内十七人 他九名 → 白井村百姓衆中

番号表題

年月日

差出(作成)→宛所

形態・数量

⑤

差上申済口証文之事(大野郡小八賀郷日面村下組之内西百姓七人と東組百姓八人木草場山論内済二付) 宝暦十二年午十月 訴人日面村之内西百姓又兵衛他二十六名→高山御役所

西百姓又兵衛他二十六名→高山御役所

⑥ 差上申一札之事(大野郡山梨村・久々野村枝郷西洞と無数河村入会出入裁許二付) 明和二年酉七月 飛州大野郡久々野郷山梨村百姓代六左他十二名→高山御役所

⑦ 為取替証文之事(吉城郡折敷地村と大野郡小八賀八ヶ村元伐願出入内済二付) 寛延四年未閏六月 白井村百姓代太郎右衛門他二十七名吉城郡吉城郷折敷地村名主・組頭・百姓中 ※宝暦七年に起った再争論の際に作成された同年三月廿六日付の済口証文を付す。

⑧ 差上申御請証文之事(久須母村と柳島村山境出入裁許二付) 明和六年丑月 飛州益田郡久須母村百姓代長右衛門他十一名→大原彦四郎様

⑨ 済口証文之事(阿多野郷大西村と片野村・江名子村入会出入内済二付) 延享五年辰三月晦日 片野村百姓代弥兵衛他二十二名→甲村名主市左衛門殿他三名

⑩ 差上申済口証文之事(大野郡川上郷新宮村と下本村入会出入内済二付) 明和三年戌八月 訴訟方川上郷新宮村百姓代六郎右衛門他二十四名→

⑪ 差上申一札之事(大野郡灘郷相生村と大八賀郷松本村入会出入裁許二付) 明和六年丑十月廿三日 飛州灘郷相生村百姓代助五郎他十六名↓ 大原彦四郎様御役所

⑫ 差上申内済証文之事(白川郷牛首村勘左他二名と同村次郎右衛門他二名小麦等伐採出入二付) 安永三年午四月廿九日 牛首村勘左他五名↓ 高山御役所 ※末尾に取扱人三名に対する宛所記載あり。

⑬ 差出申済口証文之事(大野郡小鳥郷池本村と大谷村・江黒村山論内済二付) 明和五年子四月 訴訟方大野郡池本村百姓代長兵衛他十二名↓ 御取次衆中

⑭ 差上申証文之事(小野郡灘郷七日町他三ヶ村と新張村入会出入裁許二付) 享保十九年寅十一月二日 大野郡灘郷七日町村百姓代七兵衛他五十九名→高山御役所

⑮ 差上申証文之事(吉城郡塙屋村他二ヶ村と種倉村入会出入裁許二付) 宝暦四年戌四月 飛州吉城郡塙屋村組頭甚九郎他十五名→高山御役所

⑯ 差上申済口証文之事(白川郷黒谷村新田方百姓平四郎他二名木草刈取之儀本村故障ニ罷成候出入内済二付) 寛政十一年未三月 黒谷村百姓平四郎他十八名→高山御役所

第五冊 五〔山論出入済口証文〕

① 差上申出入済口証文之事(益田郡下原郷火打村四郎右衛門と保井戸村山方買請米出入内済二付) 寛政式年戌八月 訴訟方火打村四郎右衛門他七名→高山御役所

② 差上ケ申出入済口証文之事(益田郡馬瀬郷堀之内村他三ヶ村と下山村灰汁灰稼出入内済二付) 寛政九年巳九月 益田郡馬瀬郷名丸村百姓代伊

右衛門 他二十二名 → 高山御役所

③ 差上申納得御請証文之事(益田郡阿多野郷村・野麦村宿と上ヶ洞村・大古井村御用人馬組別・割合方出入御利解被仰聞二付) 寛政九年巳正月

野麦村百姓代 太郎兵衛 他十八名 → 高山御役所

④ 差上申内済証文之事(益田郡馬瀬郷中切組四ヶ村名主役引分出入二付) 寛政二戌年四月 益田郡黒石村百姓代 市三郎 他六名 → 高山御役所

⑤ 差上申出入済口証文之事(益田郡大西村田畠御取米内割出入内済二付) 寛政七年卯二月 益田郡大西村 訟訟方 長四郎 他十二名 →

⑥ 差上申出入済口証文之事(吉城郡高原郷吉田村塙屋組と下村組山内入込荒出入内済二付) 天明六年午八月 訟訟方 吉城郡高原郷吉田村之内塙野組百姓代 勘右衛門 他二十四名 → 高山御役所

⑦ 差上申御請証文之事(吉城郡野首村七左衛門弟勘四郎儀宗門帳ニ印形不仕不法之段御寛恕二付) 明和九年辰十二月 吉城郡野首村七左衛門 弟勘四郎 → 高山御役所

※野首村百姓代三郎九郎他十四名による奥書、および辰十二月付の高山役所より野首村七左衛門へ宛てた奥書あり。

⑧ 差上申済口証文之事(吉城郡小島郷加賀沢村・鮎飛村と巣納谷村山論内済二付) 明和六年丑八月 願人 加賀沢村百姓代 四郎兵衛 他十三名 → 高山御役所

⑨ 差上申済口証文之事(高原郷神坂村と柄尾村木地稼差障出入内済二付) 安永四年未一月 訟訟方 神坂村 与茂助 他十五名 → 高山御役所

⑩ 差上申証文之事(吉城郡信包村と黒内村村境・入会等之儀出入裁許二付) 寛延四年未七月 飛州吉城郡信包村名主 与茂四郎 他十四名 →

柴村藤右衛門様 高山御役所

⑪ 差上申一札之事(飛州吉城郡高原郷蓼保村と田比家村入会出入裁許二付) 明和六丑年八月 飛州吉城郡蓼保村百姓 善九郎 他十名 →

大原彦四郎様御役所

⑫ 高原郷福地村并村上下柄尾分百姓与一重ヶ根村ト論出入裁許申渡ス覚(持山・焼畑出入二付) 宝永五年子三月 井出斎右衛門 他三名 →

第六冊 六(山論出入済口証文)

① 差上申出入済口証文之事(馬瀬郷下山村山内ニ而伐出候松角御運上木狩下ヶ之儀出入内済二付) 寛政十年午九月 六ヶ村村々百姓代・組頭・名主 → 中切村名主 又助^(宛カ)他二名 ※堀之内村百姓代源次郎他十二名より高山御役所へ宛てた寛政十年九月付の奥書あり。

② 差上申証文之事(大野郡久々野郷無数河村と宮村山論裁許二付) 延享三年寅六月 宮村百姓 小左衛門 他二十四名 → ※吟味の経緯を記した奥書あり。

③ 差上申出入済口証文之事(馬瀬郷下山村山内ニ而伐出候松角御運上木狩下ヶ之儀出入二付) 寛政十年午九月 堀之内村百姓代 源次郎 他十二名 → 中切村名主 又助^(宛カ)当^(宛カ)他二名 ※堀之内村百姓代源次郎他十四名より高山御役所へ宛てた寛政十午年九月付の奥書あり。

大野郡塙谷村焼畑山論一件留

安永三年午二月

高山町方百姓代 作兵衛 他二名 → 高山御 縱

役所

番号表題

六八

年月日

差出(作成)→宛所

形態・数量

百姓山論公事裁許覚

(元禄八→寛政十二年)

縦綴一

① 益田郡萩原郷上村・同郷桜洞村百姓山論公事裁許覚 元禄八亥年五月 人見弥惣兵衛他二名↓ ※上村肝煎甚十郎他五名による奥書あり。

② 質入金子預り証文之事(返済滯出入ニ相成今般年賦ニ被成下候ニ付) 寛政十二申年一月 質入金子預り主惣七他九名↓ 矢田村弥右衛門殿他一名

③ 差上申証文之事(益田郡野尻村と御厩野村山境出入裁許ニ付) 寛延四年未三月十七日 飛州益田郡野尻村百姓代訴訟方久左衛門他七名↓ 柴村藤右衛門様高山御役所

④ 差上申済口証文之事(益田郡萩原町村と桜洞村出入内済ニ付) 寛保四年子二月 萩原町村百姓代利右衛門他三十二名↓

⑤ 差上申済口証文之事(益田郡久野川組火打村四郎右衛門身上取立方出入内済ニ付) 寛政三年亥三月 益田郡瀬戸村百姓代吉三郎他十七名↓ 御樽木方御用場

⑥ 差上申出入済口証文之事(高山武之町益田屋市助と益田郡四美村甚右衛門質物出入内済ニ付) 寛政七卯年十一月 訴訟方武之町益田や市助他六名↓ 高山御役所

⑦ 差上申済口証文之事(益田郡萩原町村と桜洞村出入内済ニ付) 寛保四年子二月 萩原町村百姓代利右衛門他三十二名↓

⑧ 差上申済口証文之事(中呂郷跡津村と羽根村山境出入内済ニ付) 延享元子年十月 跡津村百姓代長右衛門他二十三名↓ 高山御役所

⑨ 東上田村・中呂村山論込済口証文之事 宝曆四年戌三月 東上田村百姓代与次兵衛他二十名↓

⑩ 差上申内済証文之事(益田郡馬瀬郷中切組四ヶ村名主役引分出入ニ付) 寛政辛亥年四月 黒石村百姓代清助他九名↓ 高山御役所

⑪ 差上申一札之事(益田郡門原村と保井戸村村境出入裁許ニ付) 延享四年卯四月 下呂郷門原村百姓代喜兵衛他十名↓

⑫ 差上申手形之事(益田郡萩原郷上呂村・萩原村・上村・桜洞村村境傍不先規之通相立候ニ付) 元禄七甲戌年十一月 飛驥国益田郡萩原郷之内桜洞村肝煎忠右衛門他二十五名↓ 戸田采女正様御檢地御奉行国枝彥進殿他一名

御檢地日切御帳写外

(元禄八→安永三年)

縦綴一

*表紙に「古川町方村之内旅館方」という貼紙あり。背表紙には「御檢地日切御帳」と記されている。

- ① 御檢地日切御帳之写 元禄八乙亥年四月一日 ※中表紙に「旅館方組頭藤兵衛」という記載あり。
- ② 旅館田畠本高・新高御様増帳 安永三年午十月 ※中表紙に「名主与次兵衛」という記載あり。

吉城郡古川郷古川町方村地改帳外

*表紙の年次記載は「安永三年」が訂正されて「六年」になっているが、安永六年は史料が書き写された年次である。

縦綴一

① 飛驒国吉城郡古川郷古川町方地改帳 安永三年九月 御代官 大原彥四郎 他二十三名 ↓ ※中表紙に「安永六西三月写之」という記載あり。

② 古川町方村ノ内旅官・新田帳 安永三年九月 御代官 大原彥四郎 他二十二名 ↓ ※石谷豊前守による奥書および「未新田村抱内検見取」を付す。中表紙には「安永六丁酉年」「組頭長瀬屋藤兵衛」という記載があり、「卯八号」と朱筆された貼紙がつけられている。

吉城郡古川町方村之内新田検地帳

(安永三～文化十一年)

*表紙に記された「安永六年」「寛政六年」は転写年次である。

① 吉城郡古川町方之内下町新田検地帳 (安永三年か) ※中表紙には「安永六丁酉年三月写之」と記され、「寅十四号」と朱筆された貼紙がある。

② 吉城郡古川郷古川町方村之内下町・上町新田検地帳 (安永三年か) ※中表紙には「寛政六寅年五月写之」「下町村名主甚六」という記載あり。

③ 飛驒国吉城郡古川郷古川町方村新田検地帳 旅館分 文化十一戌年六月 飛驒郡代 榊原小兵衛 他九名 ↓ ※中表紙には「文化十二年亥六月写」「名主善右衛門・組頭藤兵衛」と記され、「卯十一号」と朱筆された貼紙がある。

田畠検地御水帳之写 古川町方村之内仲之溜

(元禄八年)

*原題は「元禄八亥年戸田采女正様御改 仲之溜分 田畠御検地御水帳之写」。中表紙には「文政元年戊寅六月写之」「組頭長谷屋孫藏」と記されている。

飛驒国吉城郡古川郷古川町方村地改帳

安永三年九月

御代官 大原彥四郎 他二十四名 ↓

縦綴

一卷 飛驒国吉城郡古川町地誌 筑摩県第廿九大区小壹区 (明治九年)

縦綴

*原題は「飛驒国吉城郡古川町誌 筑摩県管轄第廿九大区壹小区」。表紙の年次記載は「明治九年三月」となっている。「皇國地誌」の編さん際に際して古川町より提出したもの。

- ① 村誌(飛驒国吉城郡古川町) 明治九年三月十八日 戸長神山和助 他六名 → 筑摩県参事高木惟矩殿代理 筑摩県参事渡辺千秋殿
- ② 村誌(飛驒国吉城郡古川町) 明治九年一月十二日 戸長神山和助 他二名 → 筑摩県参事高木惟矩殿
- ③ 筑摩県管轄 飛驒国吉城郡古川町之内宿町之図 (明治九年か)

飛驒三郡民有地一件書類

明治三十四年

縦綴

- ① (岐阜県公有地ヲ民有地ニ査定セシ標準理由等ニ関スル返答書) 明治三十四年八月十九日 元岐阜県知事 小崎利準 → 岐阜県知事 川路利恭殿

番号表題

年月日

差出(作成)→宛所

形態・数量

七〇

- ② 飛驒国公有地処分取調書 明治三十四年八月十九日 元岐阜県知事 小崎利準 →
- ③ (飛驒国三郡官民有区分ノ理由詳細ニ關スル照会状) 農商務省山林局属 福原貞他一名 → 岐阜県知事 川路利恭殿
- ④ (飛驒国山林下戻ノ件ニ付詳細取扱振ヲ拝聴シ深謝ノ旨書簡) (明治三十四年カ)八月十七日 笠井信一 → 小崎利準殿
- ⑤ (元郡長召喚ノ旨発電相成度(旨要議書)) 明治三十四年八月廿一日 内務部第六課地リ係主任 武藤 → 内務部長 他五名
- ⑥ (国有林調査事件ニ付農商務省山林局出張官登庁ノ際元郡長參所ノ旨通知) 三十四年八月十九日 属 福田正蒙 → 文書係長 三好成殿
- ⑦ (元郡長福田豊召喚ノ件送達電報) (明治三十四年)八月二十一日 ナイムブテウ→イマヲマチ ハットリカタカハジチジ
- 吉城郡赤桶村往還御普請仕様帳 (年未詳)
- *原題は「飛州吉城郡赤桶村地内往還引渡橋・保木道寅年御普請仕様帳」。背表紙の記載は「吉城郡赤桶村地内往還引渡橋・保木道御普請仕様帳」となっている。
- 備荒倉造木記
- *中表紙に「庶式百三拾三番」という貼紙あり。
- 一七〇
- 吉城郡町方村之内町裏分本田圃築造願書外 (明治二年～六年)
- ① 吉城郡古川町方村之内町裏分本田圃築造願書下案 (明治三年カ) ※中表紙に「高山県」と記されている。
- ② 吉城郡古川町方村之内町裏分本田圃築造願書下案并諸入用内積書上帳写 明治三年午年五月 古川町方村兼常里正 後藤帶三郎 他九名 → 高山御役所
- ③ 乍恐書付を以奉願上候(字舟場本田圃川除石堤築造願) 明治式巳年十一月 古川町方村兼常里正 帯三郎 他九名 → 高山御役所
- ④ 吉城郡古川町方村之内町裏分本田圃川除築造内積書上帳 明治三年午年五月 古川町方村兼常里正 後藤帶三郎 他三名 → 高山御役所
- ⑤ 川除築造石堤内積り書 明治二巳年十一月 里正 帯三郎 → 高山御役所 ※差出入三名が朱筆で追加されている。
- ⑥ 人員増減総計 第二十九大区小堀区 (明治八年)
- 縦綴 一
- 一七一
- 從享保十四酉年綴込 高山御蔵御修復目論見帳 出来形帳共 (享保十四～文久元年)
- ① 大野郡高山御米蔵御修復御入用目論見帳 享保十四年酉四月 小野沢重内 他五名 →
- ② 飛州大野郡高山御米蔵御修復御入用目論見帳 元文五年申六月 御名 →
- ③ 高山御蔵やね押木并庇番屋葺替御入用代金請取帳 延享三年寅九月 高山下向町葺師 甚六 他十八名 →
- ④ 飛州大野郡高山・吉城郡古川御米蔵御修復御入用目論見帳 延享四年卯十二月 幸田善大夫 → 御勘定所
- 縦綴 一
- 一七二

- ⑤ 飛州大野郡高山御藏やね葺替修復御入用目論見帳 宝曆十年辰五月 上倉彦左衛門 → ※中表紙に「八月廿二日御下知有之」という後筆あり。
- ⑥ 大野郡高山御米蔵屋根押木并庇番屋葺替・吉城郡古河町方村御米蔵やね繕御入用目論見下帳 延享三年寅十月 幸田善大夫 → 御勘定所
- ⑦ (御入用目論見帳断簡) (年未詳)
- ⑧ 大野郡高山御米蔵やね葺替并庇子修復御入用目論見 (明和四年)亥十月 御名 → 御勘定所 ※中表紙に「明和五子年ニ伺書出ル」といふ記載がみられ、「大原彦四郎」と朱筆された貼紙がある。
- ⑨ 飛州大野郡高山御米蔵并庇屋根葺替修復御入用目論見 高山扣 安永四未年十二月 大原彦四郎 → 御勘定所 ※末尾に「飛州高山御米蔵御修復御入用出来形帳」からの抜書を付す。
- ⑩ 飛州大野郡高山御米蔵并庇屋根葺替修復御入用目論見 (天明二年)寅五月 大原龜五郎 → 御勘定所
- ⑪ 飛州大野郡高山御藏屋根并庇子葺替御修復目論見帳 (寛政三年)亥九月 飯塚常之丞 → 御勘定所 ※中表紙に「寛政四子年ニ被仰付候」という記載あり。
- ⑫ (高山役所支配代官書付覚) (寛政三年以降) ※合綴された際に仕切り紙として用いられたものか。
- ⑬ 飛州大野郡高山御藏屋根并庇子御修復目論見帳 (享和二年)戌正月 小出大助 → 御勘定所
- ⑭ 高山御米蔵屋根葺替并御修復御普請出来形帳 (文政十年)亥十月 芝与市右衛門 → 御勘定所
- ⑮ 飛州大野郡高山御米蔵屋根葺替并御修復御普請目論見帳 (文政九年)戌五月 芝与市右衛門 → 御勘定所 ※芝与市右衛門手代森出喜八郎による亥七月廿六日付の奥書あり。
- ⑯ 飛州御米蔵御修復目論見之儀ニ付申上候書付 (文政元年)寅六月 芝与市右衛門 → 御勘定所
- ⑰ 飛州大野郡高山御米蔵屋根葺替并御修復御普請出来形帳 文化十三子年四月 芝与市右衛門 → 御勘定所 ※文化十年と推定される西四月付の御普請目論見帳に多数の貼紙をして改変を施したもの。
- ⑱ 飛州高山御藏御修復御入用目論見帳 天保十四卯年正月 豊田藤之進 → 御勘定所 ※中表紙に「天保十五辰年五月御減積ニ而御下知相済」という朱筆、「江戸扣 豊田藤之進」という記載がある。
- ⑲ 飛州高山御藏御修復出来形帳 天保十五辰年十一月 豊田藤之進 → 御勘定所
- ⑳ 飛州高山御藏御修復出来形帳 天保十五辰年 豊田藤之進 → 御勘定所 ※表題は本来「御入用目論見帳」であったが朱筆で上記のように訂正されている。
- ㉑ 飛州大野郡高山御藏屋根其外御修復目論見同書 嘉永六丑年二月 福王三郎兵衛 → 御勘定所 ※中表紙に「嘉永六丑年同出、安政三辰年御下知済」「江戸扣」という記載あり。
- ㉒ 飛州高山御藏御修復之儀ニ付申上候書付 (嘉永六年)丑正月 福王三郎兵衛 → 御勘定所 ※福王三郎兵衛手代桑田両蔵による丑正月廿五日付の「御請」を付す。

番号表題

七二

差出(作成)→宛所

形態・数量

年月日

差出(作成)→宛所

形態・数量

一五

困窮百姓御手当願

子四月

庄村甚右衛門 他五名 →

一

*原題は「困窮百姓御手当願之儀ニ付相糺候趣申上候書付」。

一六

夫食米書類

(万延元年～文久二年)

縦 縱 一

*飛驒国幕領の夫食米を買い受けた農民が加子母村・付知村の新規問屋に附通しを差し止められた件について、高山代官所と尾張藩との間で取り交わされた一件書類を綴じ込んだもの。

- ② 飛州高山御藏御修復出来形帳 安政三辰^(文久)月 福士三郎兵衛 ↓ 御勘定所
万延元申年閏三月 増田作右衛門 ↓ 御勘定所 ※ 「懸紙朱書之通御減積ニ而御下知済 西五月」
と朱筆された掛紙あり。末尾に今井田安太郎による西五月十八日付の「御請」を付す。
- ③ 飛州高山御藏廻附庇之義ニ付申上候書付 (文久元年)酉五月 増田作右衛門 ↓ 御勘定所
- ④ 高山御藏御修復目論見出来形帳 文久元年^(文久)月 増田作右衛門 ↓ 御勘定所
- ⑤ 高山御藏御付相糺候趣申上候書付 (文久元年)酉五月 增田作右衛門 ↓ 御勘定所
- ⑥ 高山御役請旁御達奉申上候御事(飛州竹原口郷江通行之夫食米差押不都合之儀ニ付)
場勘三郎様御陣屋
- ⑦ 高山御役請旁御達奉申上候御事(飛州竹原口郷江通行之夫食米差押不都合之儀ニ付)
善吉他七名 → 高山御役所
- ⑧ 加子母村・附知村新規問屋ニ而米雜穀類附通し差留之段懸合状 (万延元年)十一月十六日 進野礼太郎 他一名 → 坪内平右衛門様 他一名
- ⑨ 加子母村・附知村新規問屋ニ而米雜穀類附通し差留之段懸合状 (万延元年)十一月十六日 進野礼太郎 他一名 → 坪内平右衛門様 他二名
- ⑩ 加子母村・附知村新規問屋ニ而米雜穀類附通し差留之段御吟味之儀懸合状 (万延元年)十二月五日 増田作右衛門 ↓ 成瀬加兵衛様 他二名
- ⑪ 加子母村・附知村新規問屋ニ而米雜穀類附通し差留之段御吟味之儀懸合状 (万延元年)十二月五日 増田作右衛門 ↓ 成瀬加兵衛様 他二名
- ⑫ 差押米之儀早々継送候様急速御申渡可被成ニ付懸合状 (文久元年)二月廿六日 増田作右衛門 ↓ 成瀬加兵衛様 他二名
- ⑬ (米雜穀類継場ヶ所之儀ニ付懸合状) (文久元年)六月十三日 増田作右衛門 ↓ 成瀬加兵衛様 他二名
- ⑭ (往還筋新規之儀夫々御差留相成候様仕度旨懸合状) (文久元年)十月十二日 増田作右衛門 ↓ 成瀬加兵衛様 他二名
- ⑮ (加子母村・附知村継場庭口錢・出穀留之儀ニ付懸合状) (文久元年)十月十二日 増田作右衛門 ↓ 成瀬加兵衛様 他二名
- ⑯ (乍恐以書付御答旁奉願上候(夫食買入米差留一件ニ付)) (文久元年)酉五月 加子母村荷繼所惣代 平四郎 他四名 → 吾場勘三郎様御陣屋
- ⑰ (乍恐御答旁奉願上候御事(夫食買入米差留一件ニ付)) (文久二年)戌二月 付知村荷繼所惣代 孫六 他四名 → 吾場勘三郎様御陣屋

山守給料

明治七年

縦綴

(飛州村々再願ニ付差留米無運引附送申渡被下度^{ヨリ}懸合狀二通写) (文久二年)一月 増田作右衛門→成瀬加兵衛様他一名

増田作右衛門→成瀬加兵衛様他一名

- ①記(吉城郡上広瀬村元山見酒井喜助給料ニ付届書) 明治七年十二月十八日 右副戸長大雄寺長蔵↓
 ②記(吉城郡三川村元山見松垣甚右衛門給料ニ付届書) 明治七年十二月十八日 右村副戸長柳喜助↓
 ③記(吉城郡広瀬町村元山見鴻野長三郎給料ニ付届書) 明治七年十二月 右副戸長長瀬惣十郎↓
 ④記(吉城郡宮地村外十二ヶ村元山見前田市左衛門給料ニ付届書) 明治七年十二月 宮地村副戸長都竹長四郎 他四名↓
 ⑤記(吉城郡金桶村外三ヶ村元山見田口長九郎給料ニ付届書) 明治七年十二月九日 村山村兼金桶村副戸長井上里右衛門 他三名↓
 ⑥記(吉城郡宇津江村元山見松本喜三郎給料ニ付届書) 明治七年十二月 右副戸長野村宗三郎代 北村弥七郎↓
 ⑦記(吉城郡瓜巣村元山見石本孫市給料ニ付届書) 明治七年十二月 右副戸長桑原権三郎↓
 ⑧記(小豆沢村外四ヶ村元山見幅下源太郎外十二名給料ニ付届書) (明治七年十二月カ) 吉城郡第廿九大区小三区打保村副戸長桜井庄兵衛
 ↓筑摩県権令永山盛輝殿

- ⑨御届書(吉城郡元田村旧山見役栗林宗一郎給料ニ付) 明治七年十二月一日 右副戸長代印 月ヶ瀬村副戸長山腰智鳳 他一名↓
 ⑩御届書(吉城郡元田村旧山見役栗林宗一郎給料ニ付) 明治七年十二月一日 右副戸長代印 月ヶ瀬村副戸長山腰智鳳 他一名↓ ※⑨と
 同内容。

⑪旧山守書上(第三拾大区小堀区) 明治七年十一月 右戸長牛丸新七郎→筑摩県権令永山盛輝殿

地震損木黒部檜挽割板書上帳外

(安政六~七年)

縦綴

一

- ①飛州村々御林地震損木黒部・檜挽板ニ取立上納之儀吟味仕候趣同書書付
 ②地震損木黒部・檜挽割板書上帳 安政七申年二月 山方物代 大洞村 久次郎 他七名→高山御役所 ※末尾の二丁分が錯綴により入れ違つてゐる。

被仰渡御請村中連印書付(雛形)

宝暦九卯七月

飛騨国何郡何村百姓不残・与頭・名主→縦

縦

一

*彩色の絵図雛形がはさみ込まれている。

香具師渡世之者名前書上帳

明治元辰年十一月

香具師 喜兵衛→御役所

縦

一

*中表紙には「香具師ハ当國ニ無用ニ付相止可申事」「十一月一日御渡」という記載あり。背表紙には「香具師渡世之者名前書上」と記されている。

飛驒古川村証文(内聞入用請取状綴)

(文政頃カ)

飛驒国山林史料目録

番号表題

年月日

差出(作成)→宛所

七四

形態・数量

- ① 覚(古川町組戌年内聞入用請取二付) 十一月九日 郡中惣代 ↓
- ② 覚(古川組辰年内聞入用請取二付) 辰十月 郡中会所 ↓ 加藤周右衛門殿
- ③ 覚(古川町組酉年内聞入用請取二付) 酉十一月九日 郡中惣代 ↓ 右名主 周右衛門殿
- ④ 覚(申年内聞入用請取二付) 申十月 郡中惣代名主 → 古川町名主 周右衛門殿
- ⑤ 覚(寅年内聞入用請取二付) 十一月 町会所 ↓ 古川両組
- ⑥ 覚(古川町方組丑年内聞入用請取二付) 十一月七日 町会所詰合 ↓
- ⑦ 覚(古川町方組未年内聞入用請取二付) 未十月五日 郡中会所 ↓ 加藤周右衛門殿
- ⑧ 覚(郡中立替之分請取二付) 申三月 郡中惣代 西ノ一色村名主 小笠原喜兵衛 他一名 → 名主 周右衛門殿
- ⑨ 覚(数河組辰年内聞入用請取二付) 辰十月 郡中会所 ↓ 加藤周右衛門様
- ⑩ 覚(古川町方組内聞入用請取二付) 子十月 郡中会所 ↓
- ⑪ 覚(古川収納組内聞入用請取二付) 子十一月 郡中会所 ↓
- ⑫ 覚(古川収納組寅年内聞入用請取二付) 寅十月 郡中会所 ↓ 越前屋藤左衛門殿
- ⑬ 覚(古川町方組内聞入用請取二付) 辰十一月 郡中会所 ↓
- ⑭ 覚(古川収納組申年内聞入用請取二付) 申十月 郡中惣代 ↓
- ⑮ 覚(古川組辰年内聞入用請取二付) 辰十一月 郡中会所 ↓ 加藤周右衛門殿
- ⑯ 覚(古川町方組午年内聞入用請取二付) 午十二月 郡中会所 ↓
- ⑰ 覚(古川収納組午年内聞入用請取二付) 午十月 郡中会所 ↓ 加藤周右衛門殿
- ⑱ 覚(聞合入用前金請取二付) 文政七申十二月七日 杉崎屋彦次郎 → 名主 周右衛門殿
- ⑲ 覚(古川町方組酉年内聞入用請取二付) 申十二月 郡中会所居合惣代 □□用助 → 古川名主 加藤周右衛門殿
- ⑳ 覚(古川収納組酉年内聞入用請取二付) 酉十一月七日 郡中会所 ↓
- ㉑ 覚(古川町周右衛門殿組辰年内聞入用請取二付) 辰十月七日 郡中会所 ↓
- ㉒ 覚(古川収納組入用之内請取二付) 未十月九日 郡中会所 ↓
- ㉓ 覚(古川収納組申年内聞入用請取二付) 申十一月六日 郡中惣代 ↓ 加藤周右衛門殿
- ㉔ 覚(古川収納組亥年内聞入用皆済二付) 丁亥十一月八日 郡中会所 ↓ 加藤周右衛門殿

25 覚(保組西年内聞入用請取二付) 西十月七日 郡中会所→加藤周右衛門殿

26 覚(古川収納組西年内聞入用請取二付) 西十月七日 郡中会所→加藤周右衛門殿

27 覚(古川収納組丑年内聞入用請取二付) 卯十月七日 郡中会所→加藤周右衛門様

28 覚(古川収納組亥年内聞入用請取二付) 亥十月七日 郡中会所→加藤周右衛門殿

29 覚(古川収納組丑年内聞入用皆済二付) 卯十一月七日 郡中会所→加藤周右衛門様

30 覚(古川収納組午年内聞入用請取二付) 午十一月七日 郡中会所→加藤周右衛門殿

31 覚(古川組辰年内聞入用請取二付) 辰十一月七日 郡中会所→古川町名主秀右衛門殿

32 覚(古川収納組未年内聞入用請取二付) 未十一月八日 郡中会所→加藤周右衛門殿

33 覚(金納聞為合之分請取二付) 午十二月六夜 杉崎屋彥兵衛→加周右衛門殿

34 覚(申年下聞合入用之内預り二付) 申十月十日 年番名代名主加藤三郎右衛門→古川御名主周右衛門殿

35 覚(内聞入用請取二付) 寅十一月八日 郡中会所→古川町方村名主加藤周右衛門殿

36 覚(古川収納組戌年内聞入用請取二付) 戌十月七日 郡中会所→加藤周右衛門殿

元伐御材木保井戸分勘定帳

(宝暦九年)卯五月

*宝暦八年分の元伐に関する御材木勘定帳を五点綴じ込んだもの。背表紙には「元伐御材木保井戸分」と記されている。

① 宝暦八年寅十一月 南方寅年元伐御材木保井戸分勘定帳 (宝暦九年)卯五月 保井戸村名主 文右衛門 他二名↓

② 宝暦八年寅十一月 南方寅年元伐御材木和佐組勘定帳 (宝暦九年)卯五月 和佐組名主 文右衛門 他二名↓

③ 宝暦八年寅十一月 南方寅年元伐御材木御厩野分勘定帳 (宝暦九年)卯五月 御厩野名主 平左衛門 他二名↓

④ 宝暦八年寅十一月 寅年本伐御材木小坂口組勘定帳 (宝暦九年)卯五月 小坂口組名主 半兵衛 他二名↓

⑤ 宝暦八年寅十一月 南方寅年元伐御材木下呂組分寸間改勘定帳 (宝暦九年)卯五月 下呂組名主 又右衛門 他二名↓

元伐御材木出水ニ付流出木并川並村々懸ヶ留木取調 嘉永七年閏七月 山方廿五ヶ村惣代差配人 大洞村 久次郎病 横

氣二付代役 茂利吉 他六名↓ 高山御役所

*原題は「寅年元伐御材木出水ニ付流失木并川並村々懸ヶ留木取調 山方廿五ヶ村」。背表紙には「元伐御材木出水ニ付流失木」と記されている。

益田郡焼畑取調帳

安政六年十月

*背表紙には「益田郡焼畑取調書」と記されている。

第一冊 益田郡焼畑取調帳 一

横綴

三

一卷

横綴

一

一卷

番号表題

七六

差出(作成)↓宛所

形態・数量

年月日

安政六年十月

名主 武吉他二名→高山御役所

① 益田郡下呂郷門原村焼畑小前取調書上帳 安政六年十月

三原村兼帶名主 武吉他二名→高山御役所

② 益田郡下呂郷三原村焼畑小前取調書上帳 安政六年十月

小川村山見 喜左衛門他三名→高山御役所

③ 益田郡下呂郷小川村焼畑未年持小前書上帳 安政六年十月

東上田村山見 孫七他三名→

④ 益田郡東上田村焼畑取調書上帳 安政六年十月

猪ノ鼻村山見 熊次郎他五名→御廻村御出役 指田織之助様 他一名

⑤ 益田郡日和田村・小日和田村焼畑場所小前帳 (安政六年)未十月 日和田村山見 弥右衛門他六名→

兼帶野麦村山見 清兵衛他三名→御廻村御出役 指田織之助様 他一名

⑥ 益田郡中洞組中洞村・日影村焼畑場所小前帳 安政六年十月

兼帶山見 治郎兵衛他四名→御廻村御出役 指田織之助様 他一名

⑦ 益田郡野麦村・阿多野郷村焼畑場所小前帳 (安政六年)未十月 兼帶野麦村山見 清兵衛他三名→御廻村御出役 指田織之助様 他一名

(安政六年)未十月 兼帶山見 治郎兵衛他四名→御廻村御出役 指田織之助様 他一名

⑧ 益田郡大広組吉屋村・黒川村焼畑場所小前帳 (安政六年)未十月 兼帶山見 治郎兵衛他四名→御廻村御出役 指田織之助様 他一名

⑨ 益田郡西洞村・桑之島村・胡桃島村・宮之前村焼畑場所小前帳 (安政六年)未十月 七ヶ村兼帶名主 一之宿村 清左衛門→御廻村御出役

指田織之助様 他二名

⑩ 益田郡大島村・無数原村・岩崎村焼畑取調小前帳 安政六年十月 兼帶山見 大島村 与三兵衛他六名→高山御役所

第二冊 益田郡焼畑取調帳 二
① 益田郡上呂郷尾崎村焼畑場所小前帳 (安政六年)未十月 萩原町村山見 孫七他三名→

② 益田郡四美村山内焼畑取調帳 安政六年十月 四美村名主 庄七他二名→高山御役所

③ 益田郡萩原郷西上田村焼畑取調書上帳 安政六年未十月 山見 孫七他三名→

④ 益田郡萩原郷桜洞村焼畑場所小前帳 (安政六年)未十月 萩原町村山見 孫七他三名→

第三冊 益田郡焼畑取調帳 三
① 大野郡渚組渚村・有道村・阿多柏村焼畑場所小前帳 (安政六年)未十月 兼帶渚村山見 孫助他三名→御廻村御出役 指田織之助様 他二名② 益田郡下山村・西村・惣島村焼畑取調帳 安政六年十月 惣島村兼帶山見 井谷村 武助他八名→高山御役所
兼帶名主 弥助他四名→高山御役所

③ 馬瀬郷黒石組焼畑取調小前帳 安政六年十月 兼帶山見 大島村 与三兵衛他五名→高山御役所

④ 益田郡馬瀬郷数河村・中切村山内焼畑當未年作附小前帳 安政六年十月 中切村山見 加兵衛他五名→高山御役所

⑤ 益田郡湯屋村・大洞村焼畑取調帳 安政六年十月 兼帶山見 大島村 与三兵衛他五名→

⑥ 益田郡小坂町村・門坂村焼畑取調小前帳 安政六年十月 兼帶山見 大島村 与三兵衛他五名→高山御役所

⑦ 益田郡赤沼田村・落合村焼畑取調帳 安政六年十月 兼帶山見 大島村 与三兵衛他五名→

新田開発望人名前書上帳・難渋人取調書上帳

(慶応四年～明治三年)

*背表紙には「新田開発望人名前」と記されている。

- ⑧ 益田郡乗政村焼畑取調書上帳 安政六年十月 山見 六左衛門 他四名 → 高山御役所
- ⑨ 大野郡山之口村山内焼畑取調帳 安政六年十月 名主 清六 他二名 ↓
- ⑩ 大野郡宮村焼畑取調小前帳 (安政六年)未十月 山見 吉藏 他三名 ↓

①字上野二而新田開発望人名前書上帳 (慶応四年)辰閏四月

町年寄惣代 矢島善左衛門 → 高山御役所

②難渋人取調書上帳 大野郡大牧村 (明治三年)午三月 兼帶名主 大牧村 小次郎 他五名 → 高山御役所

③覚(小豆沢村難渋人書上) 西八月

④(高原山附拾三ヶ村内割高書上) (年未詳)

御林山・銅鉛山元締向心得方規定箇条書

万延元申年八月

吉城郡舟津町村 文七 他六名 ↓

縦
一

伐出運上木 東岩瀬湊間尺改帳

安永三年

長綴
一

山論裁許書

正徳六年

長綴
一一

第一冊 一 (大野郡小八賀郷小木曾村与同郷殿垣内村山論裁許書之写) 正徳六年申年四月 岡辺市左衛門 他三名 → 小八賀郷殿垣内村 惣百姓等・組頭 他二ヶ村 ※小木曾村百姓源右衛門他三十名による御請の奥書あり。

第二冊 二 (大野郡小八賀郷坊方村与同郷大谷村・小野村山論裁許書写) 正徳六年申年七月 岡部市左衛門 他三名 → 大野郡小八賀郷坊方村名主・組頭・五人頭 他二ヶ村 ※小八賀郷坊方村 五人組新助 他十八名による御請の奥書、絵図を預かった旨の坊方村名主 德兵衛他二名による奥書あり。

諸白木附出二付山村ら掛合状

(弘化二～文久元年カ)

長綴
一

*本来は「信州奈川筋江諸白木附出之儀ニ付山村甚兵衛家采ら之掛合状并返書写」と記された袋に収められていたもの。

- ① (奈川村川浦井大白川両所新規番所ニ而白木改ニ付支配所村々庄屋等印鑑請取置度旨掛合状) (弘化二年カ)四月廿一日 萩野屯吉彬 他一名 ↓ → 川島奥六様 他二名 ※包紙も合綴されている。

番号表題

七八

年月日

差出(作成)→宛所

形態・数量

- ② (他国出諸白木荷物改方之儀ニ付別紙印鑑壹枚受取之旨返書) (文久元年カ)三月廿六日 原彥八郎 他一名 → 川島奥六様 他一名 ※包紙も合綴されている。「(代官増田)作右衛門様御支配所」という文言があることと④の内容との関連から文久元年の作成であると推定できる。
- ③ (他国出諸白木荷物改方之儀ニ付御印鑑三枚致落手候旨返書) (文久元年カ)四月九日 萩野丈左衛門 → 川島奥六様 他一名 ※合綴されている包紙に貼付された「西四月十二日來」という貼紙および「作右衛門様被仰付候由」という文言から文久元年の作成と推定できる。
- ④ (他国出諸白木荷物改方之儀高山役所改之印鑑ニ而引合之段掛合状) (弘化三年カ)二月六日 進野礼太郎 他一名 → 宮地源左衛門様 他一名 ※⑤の別紙にあるものと思われる。

- ⑤ (他国出諸白木荷物改方之儀及挨拶候ニ付書狀) (弘化三年カ)二月六日 進野礼太郎 他一名 → 宮地源左衛門様 他一名

- ⑥ 飛驒國諸白木他国出改印鑑 (弘化三年) 午二月 小野朝右衛門 飛州高山役所 ↓

- ⑦ (他国出諸白木荷物改方之儀當御役所改之印鑑ニ而引合可有之旨触書) (弘化三年カ)午二月七日 高山御役所 ↓ 上ヶ洞組他四組・一町

- ⑧ (他国出諸白木荷物改方之儀豈之進御役替ニ而跡支配名及挨拶候旨書狀) (弘化二年カ)五月十三日 進野礼太郎 他二名 → 宮地源左衛門様 他二名

二〇三

落合村山内白木稼仕様帳

(嘉永七年文久二年)

長綴

- ① 益田郡小坂郷落合村山内白木稼仕様帳 安政二卯八月 落合村百姓代 九郎助 他三名 → 高山御役所
- ② 御材木元伐之節懸り木 益田郡落合村山内小臼木稼仕様帳 万延元申年十一月 山方廿五ヶ村惣代 落合村 平左衛門 他七名 → 高山御役所
- ③ 益田郡落合村山内去申酉式ヶ年分御材木・御樽木谷出中留木・末木・桔木・小白稼仕様帳 (木脱カ) 文久二戌年四月 山方惣代 稼人 落合村 平左衛門 他七名 → 高山御役所
- ④ 乍恐以書付御願奉申上候 落合村山内土中埋木を以他国出稼方仕度ニ付 安政二卯八月 落合村百姓代 九郎助 他三名 → 高山御役所
- ⑤ 乍恐以書ヲ御願奉申上候 (落合村秋神入会山内ニ而元木取立度ニ付) 安政二年卯八月 益田郡一之宿村百姓代 新藏 他二名 → 高山御役所
- ※④に貼り継がれている。
- ⑥ (落合村山内墨引絵図面并元木取立方被仰渡候ニ付継添御請書) (安政二年) 卯九月廿五日 右九郎助 他七名 → 指田織之助殿 他一名 ※⑤に貼り継がれている。
- ⑦ 乍恐以書付奉願上候 (益田郡青屋村山内ニ而木数取立相度ニ付) 嘉永七寅年閏七月 青屋村山方百姓代 喜二郎 他五名 → 高山御役所
- ⑧ (青屋村山内墨引絵図并稼方被仰付候ニ付継添御請書) (安政二年) 卯四月 右喜二郎 他七名 → 富田小藤太殿 他二名 ※⑦に貼り継がれている。

御山内入会差継一件始末書上帳

明治三年

- ① 御山内入会差継一件始末書上帳 (益田郡小日和田村・日和田村と信州筑摩郡西野村山論ニ付)

明治三年七月

長綴

一

助郷書類

- ② 乍恐奉歎願候御事(信州筑摩郡木曾西野村入会御差留之儀難渋二付) 明治三年午五月 名古屋藩支配所信州筑摩郡木曾西野村庄屋 青木愛右衛門 他九名 → 高山県御役所
- ③ 乍恐以書付奉願候(西野村と日和田村・小日和田村山論之儀ニ付 一日帰村願) 明治三年午年六月 兼帯百姓代 日和田村 武八 他二名 → 高山御役所
- ④ 奉差上候御請証文之事(日和田村・小日和田村兼帯名主治郎七他一名御調中宿預ヶ被仰付候ニ付) 明治三年午年七月 宿角竹屋市蔵 → 高山御役所
- ⑤ 奉差上御請証文之事(日和田村百姓代武八御調中宿預ヶ被仰付候ニ付) 明治三年午年七月 宿角竹屋市蔵 → 高山御役所
- ⑥ 乍恐以書付奉願上候(入会出入和熟之儀并入会境杭御立替願) 明治三年午年八月 願人 小日和田村小前惣代兼百姓代 庄七 他六名 → 高山御役所
※庄七他六名より高山御役所に宛てた午八月十一日付の継添御請証文あり。
- ⑦ 差上申一札之事(西野村と日和田村・小日和田村山論ニ付西野村入会被仰渡候段御請証文) 午九月十日 日和田村小前惣代 惣助 他六名 → 御出役様
- ⑧ 差上申一札之事(西野村と日和田村・小日和田村山論ニ付先規之通入会被仰渡候段御請証文) 明治三年午年九月 信州筑摩郡西野村百姓惣代 鉄五郎 他三名 → 御出役様
- 文久三年
- 長綴
- ① 飛州村々迄中山道落合・中津川両宿江助郷人馬差出方御免之儀ニ付御内慮伺書 (文久三年)亥八月 増田作右衛門 ↓ ※末尾に道中方から挨拶下ヶ札の写を付す。
- ② (中山道落合・中津川両宿当分助郷人馬差出方御免之儀御内慮伺ニ付添狀) (文久三年)八月十日 増田作右衛門 ↓ 斎藤金之丞様 他二名
- ③ (当分助郷差免之儀ニ付触書) (文久三年)亥十一月廿日 山城 他一名 → 板橋宿より今津宿迄下諏訪・赤坂・乗井除之 右村々問屋・年寄
- ④ 回状写(当分助郷御免御請印形等之儀ニ付) (文久三年)亥十二月 落合宿年寄 井口善助 他三名 → 別宿々村々 御庄屋・組頭・長百姓御衆 中
- ⑤ 御用回状(御用御旅行并諸家通行之向ニ限当分助郷被仰付候ニ付) (文久三年)亥七月 中津川・落合両宿年寄 間李右衛門 他三名 → 濃州惠那郡川上村他二十三郷村右村々名主・組頭・百姓代衆中 ※亥六月十五日付の道中奉行による当分助郷申渡触および村順対帳を付す。
- ⑥ 乍恐以書付御届奉申上候(道中奉行御沙汰ニ而中仙道落合・中津川両宿江御用人足助郷被仰付候ニ付) 文久三年亥年七月 小坂郷拾壹ヶ村惣代 小坂町百姓代 惣吉 他三名 → 高山御役所
- ⑦ 乍恐以書付御届奉申上候(落合・中津川両宿へ助郷被仰付候儀并難渋之趣申上候處兩宿々廻文相達候儀ニ付) 文久三年亥年九月 下原郷・竹原郷・下呂郷村々惣代 少ヶ野村名主 中川武助 他二名 → 高山御役所
- ⑧ 乍恐添書付を以再応御歎願奉願上候(中仙道落合外毫宿当分助郷御免之儀ニ付) 文久三年亥年七月 益田郡小坂郷拾壹ヶ村惣代 小坂町村名主 惣十郎 他六名 → 高山御役所

番号表題

年月日

差出(作成)→宛所

形態・数量

二〇七

井堰仕様御目論見帳

(文化七~嘉永五年)

長綴 一

①(大野郡漆垣内村井堰仕様目論見書上) (文化七年カ)

②(大野郡漆垣内村井堰仕様御目論見帳) 文化七年七月 大野郡漆垣内村名主 孫八郎 他二名 → 高山御役所 ※午七月廿八日付の二つの

奥書あり。

③(明九日村役人可罷出旨差紙) (嘉永五年カ)子十一月八日 高山御用場 → 漆垣内村役人 ※包紙も合綴されている。

④(大野郡漆垣内村用水井堰之儀余内普請ヶ所へ組入相同可申段村方へ申渡候旨書付) (嘉永五年カ)子十一月九日 住吉礼助 →

⑤(大野郡漆垣内村用水井堰絵図) (嘉永五年カ)

⑥(乍恐以書付奉願上候(漆垣内村用水井堰御見分之上國中余内割ニ被仰付度ニ付)) 嘉永五子年十月 漆垣内村名主 清右衛門 他二名 → 高山御役所

村御出役中様

⑦(乍恐以書付奉願上候(漆垣内村用水井堰普請之儀御手当被仰付度ニ付)) 嘉永五子年十月 漆垣内村名主 清右衛門 他二名 → 高山御役所

一 飛驒文書

(安永九~明治二年)

長綴 一

(椀木地稼願等願書綴)

- ①(乍恐奉願上候(元伐稼金高格別減少ニ付御口木御棹木・材木を以御取立願)) 安永九年子七月 上ヶ洞村百姓代 甚助 他二十三名 → 高山御役所
- ②(覚(高原山内元伐御用木神通川出水ニ而流出之儀当村揚木無之旨届書)) 戊八月 田畑肝煎 弥十郎 他百二十名 →
- ③(乍恐以容体書奉申上候(大雄寺下町答人榮感病氣ニ付)) 明治己年十一月廿三日 医師月番 野口養安 他一名 → 高山御役所 鞠獄御方
- ④(乍恐以書付奉願上候(椀木地稼願并稼場所絵図)) 嘉永五子年七月 吉城郡上ヶ島村百姓代 利兵衛 他三名 → 高山御役所 ※上ヶ島村百姓代利兵衛他五名より岩城七兵衛殿他一名に宛てた子九月廿六日付の継添請書あり。
- ⑤(乍恐以書付奉願上候(椀木地稼願并稼場所絵図)) 嘉永五子年七月 大野郡池本村百姓代 孫兵衛 他三名 → 高山御役所 ※池本村百姓代孫兵衛他三名より岩城七兵衛殿他一名に宛てた子九月廿三日付の継添請書あり。
- ⑥(乍恐以書付奉願上候(椀木地稼願并稼場所絵図)) 嘉永五子年八月 元田村百姓代 惣右衛門 他三名 → 高山御役所 ※元田村百姓代惣右衛門他四名より岩城七兵衛殿他一名へ宛てた子九月廿六日付の継添請書あり。

⑦ 乍忍以書付奉願上候(兼帶山見役御免并御引替願) 嘉永三戌年二月 兼帶山見退役願人 大野郡塙屋村 善太郎 他八名 → 高山御役所

嘉永五子年七月 吉城郡新名村百姓代 久次 他三名 → 高山御役所

※新名村百姓代久次他四郎他三名より

⑧ 乍忍以書付奉願上候 梶木地稼願并稼場所繪圖(岩城七兵衛殿他一名へ宛てた子九月廿六日付の継添請書あり。次他四名より岩城七兵衛殿他一名へ宛てた子九月廿五日付の継添請書あり。

嘉永五子年八月 二ツ屋村百姓代 与四郎 他三名 → 高山御役所

※与四郎他三名より

⑨ 乍忍以書付奉願上候(梶木地稼願并稼場所繪圖) 嘉永五子年七月 吉城郡新名村百姓代 久次 他三名 → 高山御役所

嘉永五子年八月

二ツ屋村百姓代 与四郎 他三名 → 高山御役所

※新名村百姓代久

⑩ 乍忍以書付奉願上候 梶木地稼願并稼場所繪圖(岩城七兵衛殿他一名へ宛てた子九月廿六日付の継添請書あり。姓代久次他四名より岩城七兵衛殿他一名へ宛てた子九月廿六日付の継添請書あり。

嘉永五子年七月 吉城郡新名村百姓代 久次 他四名 → 高山御役所

※吉城郡新名村百姓代久次他四郎他三名より

⑪ 乍忍以書付奉願上候(兼帶山見役御免并後役見立之儀二付) 嘉永四亥年十二月 山見役退役願人 吉城郡宮地村山見 久藏 他三十一名 → 高山御役所

嘉永四亥年十二月 山見役退役願人 吉城郡宮地村山見 久藏 他三十一名 → 高山御役所

※吉城郡新名村百姓代久次他四郎他三名より

⑫ 乍忍以書付奉願上候(梶木地稼願并稼場所繪圖) 嘉永五子年八月 尾神村百姓代 七右衛門 他三名 → 高山御役所

嘉永五子年八月 尾神村百姓代 七右衛門 他三名 → 高山御役所

※七右衛門他三名より

⑬ 乍忍以書付奉願上候 梶木地稼願并稼場所繪圖(嘉永五子年七月 大谷村百姓代 権四郎 他七名 → 高山御役所) 嘉永五子年七月 大谷村百姓代 権四郎 他七名 → 高山御役所

嘉永五子年七月 大谷村百姓代 権四郎 他七名 → 高山御役所

※権四郎他六名より岩城七兵衛殿他一名へ宛てた子九月廿三日付の継添請書あり。

⑭ (大野郡上岡本村長右衛門弟作右衛門御召捕二付村方御預ケ願) 明治二年巳十一月 親類 西野一色村 八兵衛 他三名 → 高山御役所

明治二年巳十一月 親類 西野一色村 八兵衛 他三名 → 高山御役所

※権四郎他六名より岩城七兵衛殿他一名へ宛てた子九月廿三日付の継添請書あり。

二 飛驒文書

二(口留番所定番人御請書等書付綴)

(寛政五)嘉永四年)

長綴

一

① 御請書(中切村名主丈助儀上高瀬口口留番人被仰付候二付) 文化四卯年一月 飛州益田郡馬瀬郷中切村名主 丈助 → 田口五郎左衛門様御役所

文化四卯年一月 飛州益田郡馬瀬郷中切村名主 丈助 → 田口五郎左衛門様御役所

※田口五郎左衛門様御役所

② 差上申一札之事(上馬瀬口御番所定番勤二村丈助儀老年ニ付忤丈右衛門見習勤被仰付候旨御請書) 嘉永四亥年十一月 上馬瀬口定番 二村丈

嘉永四亥年十一月 上馬瀬口定番 二村丈

※上馬瀬口定番 二村丈

③ 差上申御請書之事(和田弥右衛門儀牛首口口留番人被仰付候二付) 文化十二亥年一月 飛州大野郡牛首口口留番人 和田弥右衛門 他一名 ↓ 高山御役所

文化十二亥年一月 飛州大野郡牛首口口留番人 和田弥右衛門 他一名 ↓ 高山御役所

※和田弥右衛門儀牛首口口留番人被仰付候二付

④ 差上申一札之事(二村丈助儀上馬瀬口定番人被仰付候二付御請書) 文化十二亥年一月 飛州益田郡上馬瀬口口留番人 二村丈助 他一名 ↓ 高山御役所

文化十二亥年一月 飛州益田郡上馬瀬口口留番人 二村丈助 他一名 ↓ 高山御役所

※二村丈助儀上馬瀬口口留番人被仰付候二付

⑤ 差上申御請書之事(西与七儀羽根村口御番所口留定番被仰付候二付) 寛政十午年七月廿七日 飛州吉城郡羽根村口留番人 西与七 他一名 ↓ 高山御役所

飛州吉城郡羽根村口留番人 西与七 他一名 ↓ 高山御役所

※西与七儀羽根村口御番所口留定番被仰付候二付

⑥ 差上申一札之事(松井仙吉儀二ツ屋口御番所口留定番被仰付候二付) 文政三辰年三月 飛州吉城郡二ツ屋口口留番人 松井仙吉 他一名 ↓ 高山御役所

飛州吉城郡二ツ屋口口留番人 松井仙吉 他一名 ↓ 高山御役所

※松井仙吉儀二ツ屋口御番所口留定番被仰付候二付

⑦ 御請書(中切村百姓二村丈助儀上馬瀬口口留番人再勤被仰付候二付) (天保元年カ)寅十二月三日 飛州益田郡中切村百姓 二村丈助 → 大井

飛州益田郡中切村百姓 二村丈助 → 大井

※大井

番号表題

年月日

差出(作成)→宛所

形態・数量

帶刀様 高山御役所

(8) 差上申御受証文之事(帶刀并苗字帶刀御免ニ付)

寛政五年八月十五日 飛州益田郡中切村百姓二村七右衛門他三名→飯塚常之丞様御

役所

(9) 差上申一札之事(西惣左衛門儀羽根口御番所定番被仰付候ニ付)

天保十二年六月 飛州吉城郡羽根口留番人西惣左衛門他一名→高

山御役所

(10) 乍忍以書付奉願上候(上馬瀬口御番所定番)一村丈助退役之儀并伴丈右衛門見習被仰付度ニ付)

嘉永四亥年十一月 見習願人中切村一村丈助

伴丈右衛門他四名→高山御役所

(11) 乍忍以書付御歎願奉申上候(秋神組元伐稼御資金・山方永続金御利足・山方買請米等割合方出入ニ付)

嘉永元申年五月 飛州益田郡阿多野

郷一之宿村小前百姓拾七件惣代新三他五名→高山御役所

※兼帶名主一ノ宿村清右衛門他一名による奥書あり。

二〇八一三 飛驒文書 三(増塩・臨時稼・根返木・新畑開発等書付綴)

(宝曆九)慶応四年

(1) 増塩買入之儀ニ付掛合返書(飛州村々江買請候増塩様子柄之儀ニ付)

(文久三年)三月十九日 山田小兵衛他二名→増田作右衛門様御手代

川島奥六様他一名 ※包紙が貼付されている。

(2) 亥年登増塩直段掛合状(古来稀成高直ニ而春中見立甚敷相違致候ニ付)

(文久三年)八月廿七日 出府山田小兵衛他二名→川島奥六様他

一名 ※包紙が貼付されている。

(3) (増塩六千俵賣入方延引之儀取計方ニ付書状)

(文久三年)十月三日 在江戸山田小兵衛他二名→川島奥六様他

一名 → 高山御役所

(4) 乍忍以書付奉願上候(定式増塩為登方薄ク相成候ニ付富山御役所江御掛合之添翰下付願) 文久三年九月 増塩差配人惣代下保村五郎助

他三名→高山御役所

(5) 乍忍以書付奉申上候越中富山塩方御役所ニ而帰船之上沙汰可申旨被仰聞帰国仕候ニ付届書) 文久三年三月 大野郡七日町村 惣九郎他

一名 → 高山御役所

(6) 乍忍以書付奉願上候(増塩買入差配人喜助御咎中五人之者ニ而買請度旨御掛合ニ付添翰下付願) 文久三年三月 吉城郡舟津町村 才次郎

他四名→高山御役所 ※越中塩締方矢島善左衛門による奥書あり。

(7) (増塩高直ニ相成候次第柄之儀ニ付返書) (文久三年)亥年九月一日 進野礼太郎他二名→佐々木弥織他二名 ※善左衛門代矢島良三

郎による九月十一日付の奥書あり。

(8) (増塩差配人喜助御咎中買請捌方之儀ニ付添翰) (文久三年)亥年三月六日 進野礼太郎他二名→佐々木弥織他二名 ※七日町村惣九

郎による奥書あり。

(9) (増塩六千俵賣入方延引之儀取計方ニ付添翰) (文久三年)九月廿六日 兩人→佐々木弥織他二名 ※矢島善左衛門による亥九月廿六

日付の奥書あり。

- (10) 御吟味ニ付奉申上候(馬瀬郷惣島村杉御摶木臨時稼之儀員數増被仰付候ニ付) 安永九年子五月 上ヶ洞^(組力)百姓代 茂助他十名→高山御役所
- (11) 乍恐奉願上候(馬瀬郷惣島村井六厩村ニ而杉御摶木臨時稼之儀ニ付柵入願) 安永九年子五月 上ヶ洞与百姓代 茂助他八名→高山御役所
- (12) 乍恐奉願上候御事(竹原郷乗政村江割合雜木之儀外村江相對仕度ニ付) 宝曆九年卯六月 乗政村百姓代 久歲他二名→御摶木方御用場
- (13) 乍恐奉願上候(大野郡宮村臨時稼ニ付) 安永八年亥十月 引請人 大吉井村太郎兵衛→高山御役所
- (14) 乍恐奉願上候(益田郡乗政村臨時稼ニ付) 安永八年亥十月 四十八ヶ村惣代 小坂町村 新助他八名→高山御役所
- (15) 高原山西年附上摶木出来方大積り (三月十九日)
- (16) 御吟味ニ付奉申上候(馬瀬郷惣島村井六厩村ニ而杉御摶木臨時稼之儀買請取計方ニ付) 安永九年子五月 上ヶ洞組百姓代 茂助他十名→高山御役所
- (17) 西年御窺之内七寸・六寸角仕出し覚 西三月
- (18) 御材木糾立^与して中綱場^ヲ出役之節川通り村々心得方之儀ニ付申送書 安政二卯年正月 飯村弥惣太↓
- (19) 差上申請書之事(大地震ニ而山崩之杉根返木御預りニ付) 安政二年卯四月三日 大野郡大牧村百姓代 五右衛門他三名→沢田孫之丞殿
他一名
- (20) 差上申御請書之事(大地震ニ而山崩之杉根返木御預りニ付) 安政二年卯四月三日 大野郡保木脇村百姓代 勘助他二名→沢田孫之丞殿
他一名
- (21) 御見分書(大地震ニ而根返り・埋木ニ相成諸木ニ付) 安政二年卯四月三日 大野郡大牧村百姓代 五右衛門他三名→沢田孫之丞殿
他一名
- (22) 乍恐以書付奉願上候(大地震ニ而根返り・築埋ニ相成諸木植足之儀ニ付) 安政二年卯四月 大野郡野谷村百姓代 次郎右衛門他三名→沢田孫之丞殿
他一名
- (23) 御見分書(大地震ニ而築埋木ニ相成諸木ニ付) 安政二年卯四月三日 大野郡野谷村百姓代 次郎右衛門他二名→沢田孫之丞殿
他一名
- (24) 奉差上御請証文之事(大野郡新張村地内上野之内ニ而新畑開発被仰付候ニ付) 慶応四年閏四月 高山壹之町村之内八幡町市兵衛他四名
↓ 高山役所
- (25) (新畑開発地絵図) (慶応四年閏四月カ)
- (26) 奉差上御請証文之事(大野郡町方村地内野方芝野之内新畑開発被仰付候ニ付) 慶応四年閏四月 町方村百姓代 伊兵衛他四名→高山御役所
- (27) 奉差上御請証文之事(大野郡松本村地内上野芝地之内新畑開発被仰付候ニ付) 慶応四年閏四月 松本村百姓代 七左衛門他二十名→高山御役所
- (28) 奉差上御請証文之事(大野郡新張村地内上野芝地之内新畑開発被仰付候ニ付) 慶応四年閏四月 新張村組頭 源左衛門他十四名→高山御役所

番号表題

年月日

差出(作成)→宛所

形態・数量

二〇八一 四 飛驒文書 四(白木稼願綴)

(嘉永五~)安政二年

長綴 一

- ① 乍恐以書付奉願上候(宇津江村白木稼願并稼場所繪図) 嘉永五子年十一月 右村百姓代只右衛門他二名 → 高山御役所 ※宇津江村百姓代只右衛門他三名より沢田孫之丞他一名宛へ宛てた嘉永六丑年三月廿八日付の継添請書あり。
- ② 乍恐以書付奉願上候(今見村白木稼願并稼場所繪図) 嘉永六丑年三月 稼人 今見村名主 右衛門他二名 → 高山御役所 ※右衛門他四名より沢田孫之丞殿他一名へ宛てた丑四月廿三日付の継添請書あり。
- ③ 乍恐以書付奉願上候(柏原村白木稼願并稼場所繪図) 嘉永六丑年三月 柏原村百姓代 茂助他二名 → 高山御役所 ※百姓代茂助他三名より沢田源之丞殿他二名へ宛てた継添請書あり。
- ④ 乍恐以書付奉願上候(川上村白木稼願并稼場所繪図) 安政二卯年三月 川上村百姓代 与市他二名 → 高山御役所 ※百姓代与市他三名より富田小藤太殿他一名へ宛てた卯三月付の継添請書あり。
- ⑤ 乍恐以書付奉願上候(無数河村白木稼願并稼場所繪図) 安政二卯年一月 無数河村百姓代 喜助他二名 → 高山御役所 ※無数河村百姓代喜助印他三名より富田小藤太殿他一名へ宛てた卯三月付の継添請書あり。
- ⑥ 乍恐以書付奉願上候(中洞村白木稼願并稼場所繪図) 安政二卯年二月 右村百姓代 市左衛門他二名 → 高山御役所 ※市左衛門他四名より富田小藤太殿他二名へ宛てた卯四月付の継添請書あり。
- ⑦ 乍恐以書付奉願上候(阿多野郷村白木稼願并稼場所繪図) 安政二卯年三月 阿多野郷村百姓代 藤八他二名 → 高山御役所 ※藤八他三名より富田小藤太殿他二名へ宛てた卯四月付の継添請書あり。
- ⑧ 乍恐以書付奉願上候(池ヶ洞村白木稼願并稼場所繪図) 安政二卯年二月 右村百姓代 源十郎他二名 → 高山御役所 ※源十郎跡役岡衛門他四名より富田小藤太殿他二名へ宛てた卯四月付の継添請書あり。
- ⑨ 乍恐以書付奉願上候(野麦村白木稼願并稼場所繪図) 安政二卯年三月 野麦村百姓代 市三郎他二名 → 高山御役所 ※市三郎他三名より富田小藤太殿他二名へ宛てた卯四月付の継添請書あり。
- ⑩ 乍恐以書付奉願上候(之宿村白木稼願并稼場所繪図) 安政二卯年三月 益田郡一之宿村百姓代 新藏他二名 → 高山御役所 ※源十郎跡役惣代天宿村百姓代新藏他四名より富田小藤太殿他二名へ宛てた卯四月付の継添請書あり。
- ⑪ 乍恐以書付奉願上候(山之口村白木稼願并稼場所繪図) 安政二卯年三月 右村百姓代 清兵衛他二名 → 高山御役所 ※山之口村百姓代清兵衛他三名より富田小藤太殿他二名へ宛てた卯三月付の継添請書あり。
- ⑫ 乍恐以書付奉願上候(宮村白木稼願并稼場所繪図) 安政二卯年正月 右村百姓代 半十郎他二名 → 高山御役所 ※宮村百姓代半十郎他三名より富田小藤太殿他二名へ宛てた卯三月付の継添請書あり。
- ⑬ 乍恐以書付奉願上候(小坂奥組四ヶ村白木稼願并稼場所繪図) 安政二卯年三月 湯屋村百姓代 仁右衛門他七名 → 高山御役所 ※湯屋村百姓代仁右衛門他九名より富田小藤太殿他二名へ宛てた卯四月付の継添請書あり。